

目 次

巻頭言

- はじめに 会長 二神 俊一 1

特集 15周年によせて

- 伊予粟井保 研究ノート 顧問 石野 弥栄 3
中世西瀬戸内における人の移動と交流 萬井 良大 19
一豊田氏・二神氏を中心に一

シリーズ

- 系譜・家紋紹介 編 集 部 43
【窪野二神氏、小坂二神氏】

会員さんからの投稿

- 世界に誇れる宝の博物館 溝田 孝一 59

役員のつぶやき

- マイナス金利 二神 俊一 62
宏介さんの 2015 年を振り返って 二神 宏介 64
二神島の想い出 二神 康郎 67
城辺二神と都築との姻戚関係略図 (※前号第 16 号 65 ページ差し替え分) 二神 久蔵 69
戦後 70 年 二神 重則 70
障害者 パソコンそして仕事 二神 重則 72
健康で元気に 二神喜久雄 74

- 会則 75

- 役員名簿 78

- 編集後記 79

表紙写真（海上から宅並城跡を望む。）

南北朝期、伊予国守護河野氏の家臣となった二神氏は、二神島から風早郡本土側に城を安堵され、最初の城となったのが宅並城である。中世風早郡には数十カ所に山城があり、二神氏は時代の移り変わりと共に他の城や地域にも拠点を移して行くことになる。

はじめに

会長 二神 俊一

平成 27 年度は、二神系譜研究会が発足して 15 周年を迎えたこともあり、多くの記念行事を開催し、いずれも盛会裏に終わることができ当初の目的を果たすことができました。

会員の皆様はもとより、関係者の方々のご支援・ご尽力に心から御礼を申し上げます。

そもそも、私達の活動は、平成 7 年（1995 年）8 月に二神島で「二神島シンポジウム」が開催され、神奈川大学の故網野義彦先生による「二神島の調査から見えてきたもの」と題する講演があり、二神氏ゆかりの方が多数参加したこと。また、その年の 9 月には山口県豊田町一の瀬にて行われた「豊田種長追善供養祭（5 年に一度開催）に二神氏が 12 名参加したこと。更に、その翌年、「二神氏」のホームページ開設などにより、一挙に活動が本格化し、組織的に動き始めたのが実際のスタートとなります。

この度、15 周年の集大成の一つとして、「二神系譜研究会 15 年のあゆみ～豊田氏・二神氏～700 年の時を越えて」と題する冊子を作成することができました。

冊子では、主に、平成 12 年 3 月の設立総会以降の活動・行事等を時系列的に並べて関係する写真を掲載しましたが、平成 12 年以前、設立前の諸活動についても判明する範囲で、掲載させて頂きました。

それらを改めて振り返ってみると、実に多岐・多方面の方々の熱い想いが濃縮された活動であった、と今更ながらに感激を覚える次第でございます。

お陰様で、私達の活動もここへきて、社会的にも認知されることとなり、地元の伊予銀行地域文化活動助成制度により、冊子「15 年のあゆみ」の印刷等はその助成金で賄うことができました。

大変ありがたいことと同時に責任の重さを強く感じている次第でございます。

当研究会も発足当初は約 200 名の会員さんがいましたが、高齢化の波はいかんともしがたく、現在は半減している状態です。今後は、若いかたも含めた賛同者を増やしていきながら、きたる 20 周年、30 周年を見据えた実り多い活動を行っていきたいと決意をあらたにしているところでございます。

私達の活動は地道なもので、地域の歴史・文化の発展・向上に些かではありますが、貢献することにより、地域の活性化への一助になれば幸いでございます。

みなさまとの御縁・絆を大事にしながら、一層の交流促進を図つてまいりますので、今後とも、関係者のみなさまの温かいご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成 28 年 2 月 20 日



【二神系譜研究会創立 15 周年記念イベント前夜祭】

道後メルパルク：平成 27 年 11 月 7 日

伊予粟井保研究ノート

顧問 石野 弥栄

はじめに

伊予国における荘園に関する史料は、今のところ弓削島荘関係史料を除けば、断片的史料が知られているにすぎない⁽¹⁾。その研究史をみても、いくつかの個別荘園の研究にとどまっており⁽²⁾、全体的な考察は一切なされていない。その中で筆者は、伊予の一、二の荘園に関する論考を発表し⁽³⁾、荘園・保・別名などに関する若干の史料を補足、紹介して考察したことがある⁽⁴⁾。

ここでは、風早郡の粟井保（粟井庄を含む）に関する若干の史料を紹介して荘園領主等について解説するとともに、当地域に在地領主として登場する武士たちについても触れ、この地域の中世的特質を探る足掛かりとしたい。

一 粟井保成立の前提

まず、粟井保成立の前提を探ってみたい。律令制下の風早郡5郷の一つ粟井郷は、温泉郡橘樹郷（現松山市域）とともに、天平勝宝4年（752）に東大寺の寺家雜用料として封戸50戸が充当されている（「正倉院文書」／大日本古文書3）。同郷の郷戸全体が東大寺の寺用に充てられたもので、封郷（封戸郷）と称してもよからう。のち平安時代の10世紀になってもその状態は続いたらしい。天暦4年（950）の「東大寺封戸莊園并寺用」を書上げた目録に記載された伊予国200戸の封戸のうち、温泉郡とともに風早郡50戸の調絹116疋5丈2尺5寸が貢上されているし（「東南院文書」）、長徳4年（998）の同寺の封戸・水田を書き記した目録にも、粟井郷の封戸が見える（「東大寺要録」／続々群書類從）。しかし、東大寺に充てた粟井郷の封戸は、新居郡新居庄（天暦4年の目録では庄田93町とある）のように東大寺領荘園となっていない。のちにこの封郷が田数をもって表記される趨勢となり、荘園化されていったことは、筑前国觀世音寺や宇佐神宮の封郷（封戸郷）の事例などからも容易に想像できるが⁽⁵⁾、粟井郷がそのまま東大寺領の荘園になった形跡は認められない。

二 粟井保(庄)に関する史料

従来、中世の伊予において「粟井保」が存在したことについては、全くといってよいほど注目されていない⁽⁶⁾。それで、以下に若干の史料を紹介して考察してみよう。

応長2年(1312)3月の伊予三島社造営段米支配状⁽⁷⁾によれば、伊予国一宮である三島社の造営費用として伊予国内の公領・荘園・保に一国平均役としての段米が賦課されている。

したがって、その時、粟井保がすでに成立していた可能性があるが、同支配状は前半部分を欠いており、公領の一部しか判明しないので、残念ながら粟井保を確認できない。しかし、それと同じく伊予国の公領・荘園等に一国平均役を賦課した事例がある。

「伊予国内宮役夫工米一向未済所々注文」⁽⁸⁾という伊勢神宮(内宮)の式年遷宮の費用を弁済しないといわれた伊予国内の荘園・郷・保のリストがある(後掲)。従来、同注文は全面的に取り扱われたことがないが、同注文には伊予国的主要な荘園・郷・保が見えており、田数の記載があるところから、ある時期の伊予国の荘園(荘園と同質化した郷・保を含む)の概況を知ることができる貴重なものである。つとに伊勢神宮式年遷宮の実態を示すものとして、明治31年(1898)に神宮司庁が編纂、発行した『古事類苑』⁽⁹⁾にも採録されている。

【資料①】

伊豫國內宮役夫工米一向済所々注文

合

○○六反小	神崎出作	藤三住	粟井保	佐方郷	宇和庄	矢野保	○院○○	同余田	菊万庄	宇万本庄	吉岡庄	百六十四町五反二百九十步
					三百一丁六反三百歩	○八町一反六十歩		九町九反小	百三十町	百五十町		
				廿四町小	百七十八町二反六十歩		三十二町					
		九十一町七反斗	十八町二反大		三嶋御領嶋々八十九町二反小							
		七十六町九反										

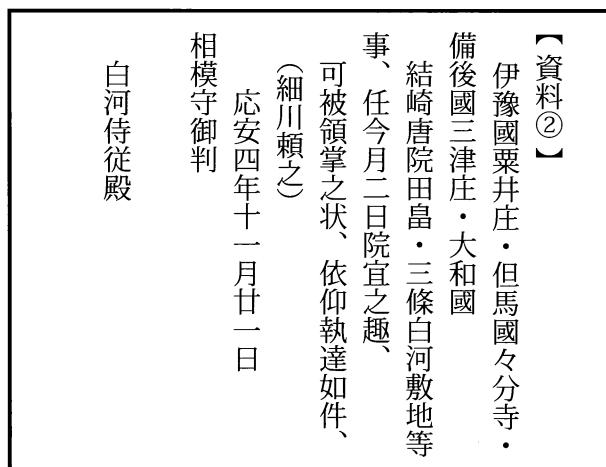
上掲の文書に「粟井保 九十一町七反斗」と見え、宇和庄(301町余)、石野庄(178町余)、吉岡庄(164町余)、宇万本庄(150町)について規模の大きいものである。同注文は「御裳濯川和歌集」⁽¹⁰⁾という歌集の裏に記された古文書の写であり、やや誤字・脱字が認められるし⁽¹¹⁾、写本によっても異同がある⁽¹²⁾。粟井保の記事の末尾の「斗」という表記も反(段)以下の誤脱か誤写か、あるいは「計」の字(およその意)か判然とせず、不正確な点は否めない。

さて、同注文には年次の記載がないので、まずその検討から始めよう。上記和歌集の裏文書群から役夫工米関係の文書を拾い上げると、弘安9年(1286)の越中国石黒庄に対する外宮役夫工米の文書(2通)、乾元2年(1303)の和泉国沼間庄に対する文書(2通)、正安4年(1302)の役夫工米御使雜事用途注文(1通)があり、鎌倉時代末期のものであろうと想定できる。その頃の伊勢神宮内宮の造替は嘉元2年(1304)末であることが知られているから、当史料はその前年の嘉元元年に比定するのが自然であろう⁽¹³⁾。嘉元4年(1306)7月の石清水八幡宮領伊予国神崎出作(現伊予市域)、同年9月の同宮寺領玉生莊(同上)に対する伊勢神宮が派遣した神部による役夫工米徵収のための譴責や濫責の停止を命じている事実があるが⁽¹⁴⁾、これは徳治元年(1306)年の外宮式年遷宮に先立つ費用徵収とみられる。なお、粟井保を始めとする伊予国の荘園の大半は、「未済」と記されているが、その事情は分からぬ。おそらく地頭などの在地勢力が伊勢造宮使や国衙乃至は守護の命を拒み、造替料を進上しなかったであろうことが想像できよう(後述)。

次に紹介するのは、「京都御所東山御文庫記録」⁽¹⁵⁾に収める、いわゆる「御府文書」(正式には京都御所東山御文庫所蔵文書という)の中に、法勝寺に関する一連の文書群がある⁽¹⁶⁾。つとに奥野高廣氏が六勝寺領に関する研究論文の中で補遺として紹介されているが⁽¹⁷⁾、『鎌倉遺文』(竹内理三氏編)や『愛媛県編年史』・『愛媛県史資料編』に未収のためか、愛媛県では全く知られていない。奥野氏の前掲論文によれば、徳治3年(1308)8月11日に山

城国香御園、大和国大仏供荘、近江国速水荘、伊勢国国分寺、伊予国粟井保、周防国仁保荘、河村保（所在未詳）という法勝寺領に関する訴訟を左中弁の洞院公賢が後宇多院へ奏上し、院が決裁したものである⁽¹⁸⁾。これらの訴訟の大半は「隆遍法印」⁽¹⁹⁾という寺僧が起こしたものである。奥野氏は彼を法勝寺僧であろうと推測されているが、たしかに彼は複数の法勝寺領荘園に登場しているところから、単なる荘官としての保司ではなく、おそらく法勝寺の寺務を統べる職である執行⁽²⁰⁾の立場にあったのではなかろうか。粟井保の場合でいうと、隆遍が供料の未進を訴えたので、院庁では、先に督促したのに実行されないのは、不都合だし、後宇多院はさらに「藤原伊宗」（後述）に進済を下命している。

さて、粟井保における法勝寺の権益はどのようなものであろうか。確証はないが、前述のように、法勝寺僧とみられる「隆遍」が「供料」の未進を訴えているのであるから、当然、当保の年貢が法勝寺の仏事に充てられたのは確かであり、法勝寺が当保の領主であったことは間違いない。ただし、その荘園所職の種類については、検討を要する。上述の粟井保関係文書には、「藤原伊宗」という者が当保に関与しており、彼が実質的な荘園領主、すなわち領家職を保有していた可能性がある。それに関連すると思うが、やや年代が下るもの、応安4年（1371）の室町幕府御教書案（「早稻田所蔵祇園社文書」）⁽²¹⁾に次のように見える。



上掲の文書によれば、室町幕府は「栗井庄」をはじめ、但馬国国分寺・備後国三津庄・大和国結崎唐院田畠・三条白河敷地等を院宣に任せて「白河侍従」に安堵している。とすれば、南北朝後期、14世紀後半に栗井庄は、白河家領になっていたと考えてさしつかえなかろう。この「白河侍従」とは、神祇伯家（神祇官の長官に歴代任じられる家。花山天皇の末裔で、～王を呼称する）の者ではなく、藤原北家頼宗（藤原道長次男）流の白河を号する家で、前述の「藤原伊宗」の子孫とみられる（『尊卑分脈』第一篇）⁽²²⁾。この一流は、「栗井保」が「栗井庄」と呼ばれるようになっても（後述）、いぜんとして領主であり続けたと解することができる。このように考えてみると、栗井保の領家職については、法勝寺と藤原姓白河家とが分有したのか、白河家が領家職をもち、法勝寺は年貢の一部を取得する本家職とみなすべきか、いずれかであろう。ここでは、後者のほうが妥当ではないかと考える。

なお、六勝寺は文永9年（1272）の後嵯峨院处分状案（「伏見宮御記録」）⁽²³⁾によると、「六勝寺並鳥羽殿以下事者依治天下可有沙汰」とあるように、「治天下」（王家の家督権保持者である院）が沙汰すると見えるから、王家も名目的な管理権をもっていたとも解される。伊予国における六勝寺領は、尊勝寺（堀河天皇の御願寺）領の得能保⁽²⁴⁾以外になく、六勝寺の荘園領主としての支配は、さして評価できない。ただし、南伊予の西園寺家領宇和荘内には法勝寺の末寺である等妙寺と、等妙寺末の寺院群が創設されており、鎌倉時代末に律院化した法勝寺が荘園的支配とは異なる宗教的な発展をしているのは、注目される⁽²⁵⁾。

さて、栗井保の成立年代は定かでないし、法勝寺・白河家領化した年次も確定できないが、ここでは、法勝寺との関係の契機を探ってみたい。第一には法勝寺の創建年代（承暦元年：1077年）まで遡及するとみる見方、第二に承元2年（1208）に京都岡崎の地にあり、威容を誇った法勝寺の八角九重塔が落雷で焼失した際、伊予国の知行国主西園寺公経が領有する伊予の国料等で再建しているので（「百練抄」等）、そのころに国領である栗井郷を便補保化し（いわゆる雑公事免による半不輸化）、法勝寺へ寄進した

とする見方⁽²⁶⁾、第三に嘉元3年(1305)に伊予知行国主西園寺公衡が後宇多院の勘気に触れて一時的に所領である伊予・伊豆両国と左馬寮領沙汰権を没収された際(「公衡公記」/西園寺家記録等)、伊予国衙領の一つ粟井郷が法勝寺へ渡ったとする見方ができる。いずれも確たる証拠はないが、第三の見方は、上掲の役夫工米に関する注文にすでに保として見え、徳治3年(1308)に法勝寺・白河家領の保として見えることからすると、その頃に保となつたと考えることは年代的にみて、不自然であろう。今のところ平安時代末の法勝寺創建期か、鎌倉時代初期の法勝寺の再建期に、王家の氏寺である法勝寺へ寄進されて成立したのではあるまい。いずれにしても、粟井保は、皇統が大覚寺、持明院の両統に分裂した鎌倉時代末には、大覚寺統の後宇多院が管轄する准皇室領化したと考えるべきではあるまい。

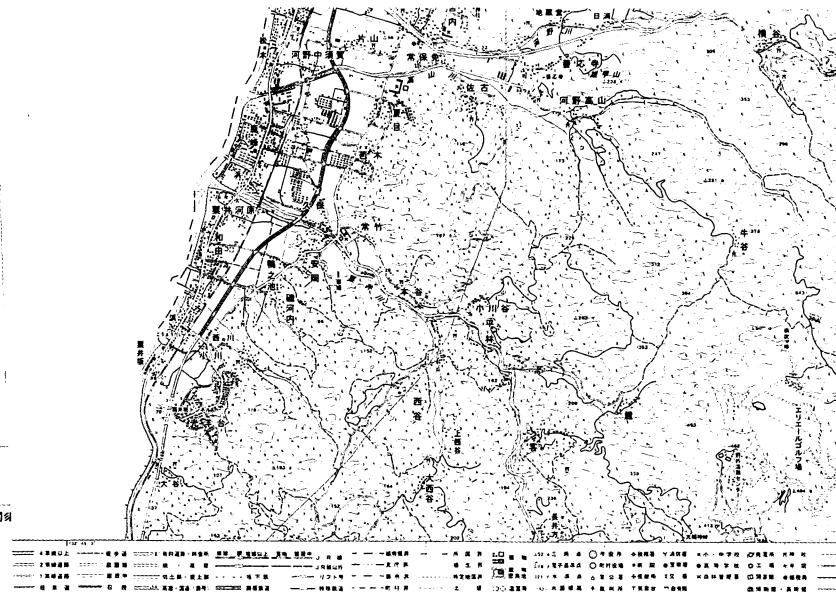
なお、南北朝期以降、「粟井保」の呼称は見られなくなり、それに代わって「粟井庄」という呼称が諸史料に見える。前述のように、南北朝後期の応安4年に白河家領としての「粟井庄」が登場する。また、応永5年(1398)の紀年銘をもつ「竹林寺大般若經奥書」に「於予州風早郡粟井庄…」とあり⁽²⁷⁾、さらに天文14年(1545)の河野弾正少弼通直宛行状写(「二神文書」)に「粟井庄内安岡分」と見える⁽²⁸⁾。ところが戦国期には、「粟井郷」という称呼が一般的になる。例えば、「片山二神文書」天文21年(1552)8月28日の河野左京大夫通宣宛行状案に「粟井郷反役職之事」という表記が見える⁽²⁹⁾。以上の「粟井庄」・「粟井郷」の表記をどのように解するか、問題となろう。一つには粟井保が変質し、粟井庄と呼ぶに至つたとする見方である。この見方が承認されるとすれば、粟井保が粟井庄とも呼ばれるようになった、つまり、保が庄とも表記され、両者は同一のものと解する。伊予国の場合でいうと、「矢野保」(現八幡浜市域)は、鎌倉時代初期に保・庄・領などと表記され⁽³⁰⁾、伊勢神宮領の「壬生河保」も「壬生河御厨」とも呼ばれている事例がある⁽³¹⁾。もう一つは、同一地域内に保と庄が同時に存在する場合である。いいかえると、異なる領主が分割知行する形態で、領主に応じて呼称を変えた場合

である(32)。そのようなケ-スもまま認められるが、粟井の場合、「保」(鎌倉時代末期)、「庄」(南北朝後期～戦国末期)、「郷」(戦国末期)と年代の推移とともに、その呼称を変えたとすれば、やはり、それらは表記の違いこそあれ、同一のものとみなしたほうがよかろう。

三 粟井保(庄)の範囲

粟井保(中世後期に庄とも郷とも呼称される)の内部構成や構造を知ることができる、いわゆる土地台帳類などの荘園史料を欠いている以上、これらの点を明らかにできないが、近代初期の『風早郡誌』(33)によれば、かつての粟井郷の範囲を探る手がかりがえられる。それによると、風早郡は、往古は粟井・河野・難波・正岡の4郷から成り、80ヶ村と記している。ここでいう往古とは、いつごろをさすのであろうか。平安時代の『和名抄』(34)では、粟井・河野・高田・難波・那賀の5郷が記され、中世には荘園化して「高田庄」(35)となった高田郷を除き、その他は荘園解体期まで存続したとみられる。その外に「本郡郷」(36)(他の郡にも同一呼称の郷があるので、正式には「風早本郡郷」という)と呼ばれる郡の中核部分が、律令制下の郡の実質的な解体後、中世後期には郷と同質化して郷と称されるようになったのである。さらに「浅海浦」などの海辺部も別の行政単位であった可能性もある。いずれにしても、粟井保(庄・郷)の枠組みは解消され、江戸時代には、小規模な村々が多く形成されたが、明治時代になっても、中世の粟井郷(粟井庄・保に遡及できる)が観念的には残存していたものと考えられる。例えば、かつて粟井郷に所属していた小川村について、前出の『風早郡誌』は、「本村往古ハ風早郡粟井郷ニ属セシ所、後チ何ツノ頃トナク、郷名自ラ廃ス。然レトモ始ヨリ村名変セス、又村境更ル事ナシ」と記述されているのを始め、磯河内村・鴨ノ池村・和田村・河原村・久保村・鹿峰村・苞木村・客村・大西谷村・西谷村・本谷村・安岡村・常竹村・麓村も所属について同一内容の記載がなされている。ただ粟井と

いう行政単位は、年代によって若干異同がある。例えば、宝永2年(1705)9月の「風早郡村々新田畠御定免并御請証判」⁽³⁷⁾には、かつての粟井郷ではなく、狭義の「粟井村」が存在していたことが確認されるし、明治30年の時点では大規模な風早郡7か村のうちの「粟井村」もあって紛らわしい。また、江戸時代の風早郡菅沢村は、明治22年には風早郡五明村、同30年から温泉郡に編入されるというように複雑な経緯をたどるが、室町初期の応永5年(1398)1月28日の年紀をもつ「竹林寺大般若經奥書」(前掲)に「於予州風早郡粟井庄年野山仏性寺坊中」と見え、菅沢内の仏性寺は粟井庄内にあったことが確認され、中世の粟井保(庄・郷)は、近代初期の『風早郡誌』に見える粟井郷より、広範囲であったであろうと推測できる。いずれにしても、当初の粟井保域、その後の粟井庄域あるいは粟井郷域の範囲は、さほど変化がなく推移したと考えるべきではあるまいか。当保(庄・郷)の範囲は、中世の確実な史料に見えないが、その一端が建保3年(1215)2月8日の河野通信譲状⁽³⁸⁾によって明らかとなる。同譲状に「みなみはあわいさかいをかきる」とあるように、粟井(保・庄・郷か否か不明)の北限が河野郷内夏目(棗)を所領とした池内氏領に接する地であったことが知られる。なお、保(庄・郷)が解体したとみられる戦国期には、「粟井庄安岡分」「粟井安岡名(分)」「粟井友兼(包)名」「宮崎分」「河原分」「粟井三分(安岡・友兼・宮崎を合わせた分か)」が二神氏の所領として見えるから⁽³⁹⁾、近世村成立以前には、このような名あるいはそれを継承した小地域(のちに村と表記される)で保(庄・郷)域が構成されたであろうと推測される。



(栗井保<庄>・郷城関係地図)
※ 25000 分の 1 地形図「伊予北条に拠る」



(栗井保<庄・郷>と河野郷との境界部分)
※愛媛県行政資料のうちの「風早郡図」に拠る

四 粟井保(庄)の在地領主

前述のように、鎌倉時代末期に粟井保に対する伊勢神宮造替費用(役夫工米)を未進した主体勢力、法勝寺・白河家領粟井保の年貢を未進した勢力は、史料上に明記されていないので、具体的には分からぬが、在地領主(武士)であろうことは間違ひなかろう。したがつて次に当保(庄・郷)を勢力基盤とした在地領主について、粟井保・粟井庄・粟井郷との関連として簡略に触れてみたい。

(1) 須保木氏・作道氏

鎌倉時代後期の弘安7年(1284)閏4月7日に藤兵衛入道淨智なる者が、京都の四条坊門高倉の敷地を85貫文という高額の銭で、須保木三郎入道(実名未詳)へ売却し、さらに須保木三郎入道は、甥である「越智資章」⁽⁴⁰⁾にその地を譲渡している(以上、「大徳寺文書による」)⁽⁴¹⁾。この須保木氏が、風早郡粟井保(庄・郷)内の「苞木」(すぼき)を名字地とする鎌倉御家人(在地領主)で、京都大番役などで在京するため、洛中に屋敷を構えたのであると、山内譲氏は須保木氏に関する論考で的確に指摘されている⁽⁴²⁾。ただ、山内氏は須保木氏の系譜については言及していないが、須保木氏は、最古という「河野系図」(手向山神社本「河野系図」)⁽⁴³⁾では、河野通信の弟「通助」が「須保木六郎」と注記されているので⁽⁴⁴⁾、この系図が信用に値すれば、その一流とみなしてもよかろう。

さらに踏みこんで言うならば、この須保木氏が粟井保(庄)地頭であった可能性も指摘できよう。

なお、作道氏の始祖という「須保木将監通方」が知られている。須保木通方は戦国末期に河野左京大夫通宣に仕える作事奉行であったことから、「作道」という姓を賜与されたと伝える⁽⁴⁵⁾。

しかし、作道氏の始祖という須保木将監通方は、河野左衛門尉通久の四男須保木五郎通成から分出して、伊予国風早郡で家を興した一流の六代目に当たるといわれ⁽⁴⁶⁾、前述の手向山神社本「河野系図」の記載と齟齬しており、検討を要する。

(2) 南氏

南氏は河野通有の弟通泰を始祖とすると伝えるが、確かな史料に登場する人物は少ない。その系譜のアウトラインは、柳原多美雄氏等によって、究明されてはいるが⁽⁴⁷⁾、確実な史料上の記載と、河野氏関係の家譜類の記事とが混在しており、やや曖昧さが残る。系譜上の位置はともかく、南氏は河野氏譜代家臣団で行政的業務をとる官僚（奉行人）となり⁽⁴⁸⁾、さらに栗井郷南端に位置する横山城を守備する城将として、二神氏等（後述）と同様に、河野氏本拠の湯築城を背後で防衛するために、軍事的に重要な役割を果たしたとみてよからう。この南氏と密接な関係をもつ忽那氏（亀寿丸）の文書が、かつて栗井庄（郷）南端の菅沢所在の仏性寺に伝蔵したのも、故なしとしない⁽⁴⁹⁾。

(3) 二神氏・栗上氏

前述のように、二神氏は、戦国初期から栗井庄（郷）内の「安岡名」・「友兼（包）名」・「宮崎分」（栗井三分）を河野氏から給与され、代々安堵されている。その他、河野氏領域内で新恩地を与えるとともに、「栗井郷反役職」などにも補任され、河野氏の領域支配の面でもそれを支える行政組織の一員として活躍したと考えられる。いま一つ注目すべきは、前述の南氏と同様に湯築城後背地域の防衛のために設置された「宅並城」を「宅並二神衆」という二神氏（二神信濃守を頭領とするという）の氏族集団に守備させたことである。宅並城は、海上からの攻撃に備えた、いわば海城を兼ねた城郭であり、河野氏本拠の湯築城防衛の要の一つといっても過言ではなかろう⁽⁵⁰⁾。

さて、先述の柳原多美雄氏の論考でも触れられているが、『予陽河野家譜』（巻之六）によれば、天正10年（1582）に横山領と宅並領の農民による水論が、前者の領主南美作守と後者の領主栗上方左衛門尉との鬭争にまで発展し、南美作守（通方という）が栗上方の待ち伏せにあって射殺され、美作守の養嗣子亀寿丸（前出。実父は忽那通著で、のち通具と称したという）が宅並城を襲って城主である栗上方左衛門尉を自害に追い込んだという事件の顛末が

記されている。ただし、栗上氏が宅並二神衆に替って宅並城将になつた確証はなく、史実として認定すべきか否か検討の余地があろう。

むすび

本小稿は、粟井保や粟井庄に関する若干の史料を紹介し、荘園制下における当地域の歴史的展開の特質を探った。すなわち、当保(庄)が王家の氏寺である法勝寺の寺領となり、かつ藤原姓白河家の所領でもあったことを明らかにした。また同時に皇室(後宇多院)が管轄した可能性があるとも解釈した。ただし、ここで紹介した史料は、一時期の粟井保(庄)を外側から瞥見することができるのみで、その内部状況を解明できるものではなく、当地域の人々の活動の実態も明らかではない。なお、鎌倉時代末期に当保の年貢を未進したのは、この地域を基盤とする在地領主、おそらくは同保の地頭である須保木氏等の河野氏一族であったろうと推測した。やがて、当保(庄)が解体したのちの室町期以降、湯築城主の河野氏が風早郡全域を直轄領化すると(51)、当地域が湯築城の後背地であり、軍事防衛上の重要性から河野氏は二神氏の武士集団(衆)を宅並城に在番衆として配し、あわせて所領を集中的に設定したことは、中世末期における当地域の政治・軍事的特質といえよう。

註

- (1) 伊予国の荘園関係史料を集大成した史料集はないが、わずかに弓削島荘関係史料については、『日本塩業大系 史料遍古代・中世(一)』(日本塩業専売公社発行、昭和49年)として刊行されている。その他は、『愛媛県編年史』(一~五、昭和38年~昭和44年)や『愛媛県史 資料編 古代・中世』(愛媛県発行、昭和58年、以下『県史資料』と略称する)に網羅的に収録されてはいるものの、漏れもあり、拙稿(註3・4参照)ではそれを補足し、考察を加えている。
- (2) 註3・4の拙稿を除くと、古くは長山源雄氏の伊予国の個別荘園に関する一連の研究(『伊予史談』に掲載された「伊予に於ける荘園の研究」<1~11、105号~117号>)、鶴久森経峰氏(玉生荘、112号)、景浦勉氏(弓削島荘、210・211号)、山内譲氏(弓削島荘・吉岡荘、238・261号)、松木達雄氏(河原荘、332号)等諸氏の個別荘園研究(掲載年次省略)、また近藤孝純氏による宇和郡内の荘と郷に関する一連の研究(1~7、171・174・175・176・

179・180・181・182号)等がある。

- (3) 拙稿「伊予御荘氏と青蓮院門跡領觀自在寺」(上・下、『伊予史談』210・211、213号)、同「宇和荘内郷村の形成と展開」(西南四国歴史文化論叢『よど』7号、平成18年)、同「觀自在寺荘の形成・展開に関する一試論 - 「寛喜官符」の解釈を中心に - 」(同8号、平成19年)、その他西園寺氏に関する拙論の中でもその経済的基盤としての伊予における家領荘園・国衙領について触れている。
- (4) 拙稿「伊予国の荘園・保・別名に関する史料補遺」(『四国中世史研究』5号、1999年)
- (5) 封戸の荘園化については、安田元久著『日本荘園史概説』(昭和46年第14刷)P70～P90、阿部猛著『律令国家解体過程の研究』(昭和41年刊)第3章、P530～539、『愛媛県史』P218、封郷(封戸郷)については、宇佐宮領の封郷を論じた工藤敬一著『九州荘園の研究』(昭和44年初版発行)第1章や中野幡能「豊前国宇佐宮の境内十郷」(竹内理三博士還暦記念会編『荘園制と武家社会』所収、昭和44年刊)等を参考した。
- (6) 『愛媛県史 古代鑑・中世』(昭和59年刊)所載の「伊予国の荘園一覧」(P349～352)では、「粟井庄」を載せるが、「粟井保」を記していないし、典拠として「二神文書」を上げるが、それは荘園解体後の状況を示すものであるから適当ではなかろう。
- (7) 『県史資料』444号は、「大山積神社造営段米支配状」という史料名を付しているが、中世には「大山積神社」よりも、「三島社」のほうが一般的であるから、本稿では「三島社造営段米支配状」とした。
- (8) 国立公文書館・内閣文庫所蔵「御裳濯川和歌集裏書」。『県史資料』475号は、年代推定の基準は不明ながら正和～文保の期間に収める。本稿では内閣文庫架蔵の謄写本に拠った。
- (9) 神祇部(三)P268～269。「御裳濯川和歌集背面古文書」と題する。同書p269に付された編者の按文によれば、この紙背文書は、外宮(豊受大神宮)禰宜の度会延明が同和歌集書写に用いた故紙で、延明の卒去年代の康永3年に基づき、それ以前のものと年代推定している。
- (10) 群書類従第13輯和歌部に収める西行法師作という「御裳濯川歌合」とみられる。
- (11) 内閣文庫架蔵本は、「齊院勅旨」を「○院○○」とし、矢野保の田積の箇所を「○八町…」、「神崎出作」の田積も「…○○六反小」という字の誤脱が目立つ。また、「玉生庄」を「玉玉庄」とし、「藤三位」を「藤三住」するなどの誤記も認められる。ただし、「輯古帖」所収本(注12参照)も「齊院勅旨」を「雨院料口」とするなど甚しい誤読もあるから要注意である。
- (12) 「輯古帖」(九)(東京大学史料編纂所架蔵影写本)。天保10年に御巫清直の所

輯という（全13冊）。『鎌倉遺文』古文書編28巻は、「輯古帖」所収本を翻刻して収録するが、同本は内閣文庫本を補正できるところはあるものの、不正確な読みの箇所もある（註11参照）。

- (13)『國史大辞典』六勝寺領の項目所載「六勝寺領一覧」（奥野高廣氏執筆）参照。
- (14)『県史資料』398号（前因幡守敦雄奉書）、同399号（後二条天皇綸旨）〈以上「石清水文書」〉。
- (15)東山御文庫は、京都御所内の東北隅にある皇室の文庫で、歴代天皇の宸翰をはじめ、収集した書画・道具類など夥しい資料が収蔵されている。ただし、その資料群は非公開であり（勅封）、秋の曝涼時などに東京大学史料編纂所の調査によって、その一部は筆写されている（『國史大辞典』東山御文庫の項参照）。なお、その一部（地下文書）は、史料纂集古文書編（末柄豊氏校訂、続群書類從完成会発行）として刊行されている。
- (16)東京大学史料編纂所架蔵譲写本。全303冊中の第102冊（巻110）。
- (17)奥野高廣「六勝寺領について」（『國學院雑誌』57巻7号、昭和31年）
- (18)橋本義彦「院評定制について」（『論集日本歴史4 鎌倉政権』所収、昭和51年）。同論文は、南北朝期に一般化する「文殿庭中」に先立つ後宇多院政期の雜訴聽許制（職事・弁官の上奏による裁判制度）について言及している。
- (19)隆遍という名の寺僧は、仁和寺や興福寺等に見えるが（『尊卑分脈』第二篇）、年代・内容を考慮すれば、それらは該当しない。
- (20)『平家物語』上（日本古典文学大系32）巻1（鹿ヶ谷条）、巻3（足摺・有王条）に登場する「法勝寺執行俊寛僧都」は著名。とくに「有王条」によると、俊寛は法勝寺の寺務職で、80余ヶ所の庄務を司ると見える。鎌倉時代末期の隆遍もそれに類する職務であったろう。
- (21)『県史資料』939号。早稲田大学が収集した文書で、具体的には「祇園社文書」とあり、京都の八坂神社所蔵文書である。しかし、本来は祇園社の文書ではなく、本稿で指摘するように、白河家（洛東三条白河の地に住む）からなんらかの事情でその所蔵文書が近隣の祇園社へ渡ったのであろう。したがって、当文書に見える所領群と祇園社との関係は認められない。
- (22)『尊卑分脈』第一篇（国史大系）によれば、頼宗流白河家の始祖「伊実」（永暦元年薨去）以降、伊輔—伊時（嘉禎3年薨去）—伊長—伊定—伊家—伊俊—伊顥とある。本稿に登場する「伊宗」は、伊俊の兄弟か従兄弟かという（国史大系本の頭注による）。南北朝後期に見える「白河侍従」の実名は不詳。
- (23)『御料地史稿』（昭和12年発行）付録「重要史料集」所収。
- (24)『御料地史稿』（昭和12年発行）付録「重要史料集」所収。

- (25) 拙稿「伊予における天台律系寺院の創立と展開」(日本中世の西国社会3『西国の文化と外交』所収、2011年)、色井秀譲氏著『戒灌頂の入門的研究』(東方出版刊、1989年)等参照。
- (26) 拙稿「西園寺氏の伊予下向土着の前提について—西園寺氏の勢力基盤—」(『伊予史談』267号、昭和62年)
- (27) 『愛媛県編年史』第三、P 386～387。
- (28) 『県史資料』1750号。
- (29) 『県史資料』1779号。
- (30) 拙稿「中世の佐田岬半島について」(『伊方の石造物調査報告書』研究編所収、2008年)
- (31) 拙稿(註4)参照。
- (32) 加賀国安江地域は、戦国末期に倉月庄内安江村(摂津氏領)、安江庄内弘岡村(南禅寺瑞雲庵領)、安江保(近衛家領)と、保・庄・村と三分されて支配されたとみられる(『角川日本地名大辞典17石川県』参照)。なお、伊予河野氏と密接な関係のある近衛家の所領安江保については、拙著『河野氏権力の形成と展開』(戎光祥研究叢書5、2015年)第3部補論二で言及した。
- (33) 愛媛県立図書館所蔵県行政資料。『北條市誌』(昭和56年)に収録する。
- (34) 池邊彌氏著『和名類聚抄郷名考証』(増訂3刷、昭和51年)参照。
- (35) 伊予国の八条院領高田庄の所在地について、かつて越智郡菊間庄内の「高田」、宇和省内の対馬三毛号内の高田に否定する説があったが、いずれも菊間庄、宇和庄という莊園の内部に別の「高田庄」が存在したことになり、不自然である。やはり風早郡内の高田郷(律令制下の高田郷)の莊園化したとみたほうがよからう。この点は、すでに『角川日本地名大辞典38愛媛県』が指摘している。なお、高田庄の前身は、皇室領の「高田勅旨田」とみられ、現在の松山市庄・院内・波田・寺谷(旧北条市)の地域に比定される。
- (36) 『県史資料』1533号(宗昌寺寺領坪付)。
- (37) 愛媛県立図書館所蔵伊予八藩史料。
- (38) 『県史資料』130号(池内文書)。
- (39) 『県史資料』1750号(二神文書)、同1751号(片山二神文書)。
- (40) 「越智資章」は、売券に署名した名前であるから、本姓を記したものである。一連の文書内容から、須保木氏と血縁関係があったことが知られるが、その実

名からみて、本来、河野氏一族ではなかろう。

(41)『県史資料』288号(大徳寺文書)。

(42)山内譲氏「須保木氏について」(『風早』10周年記念特集号)。

(43)東京大学史料編纂所蔵影写本「紀氏系図」に合綴。註32の拙著(P 163～164)で解説した。当系図では河野通助以降の須保木氏の系譜は記されていない。

(44)なお河野通堯氏原蔵「河野氏系図」(東京大学史料編纂所蔵謄写本)では、通助(河野六郎)の後継者を頼久(日向守・村上左衛門大夫)とし、村上氏一流の系譜を記す。しかし、これは河野氏系図に村上氏系図を接合したとみられ、信用しがたい。

(45)作道洋太郎「わが姓を語る 河野家からの分流」(『別冊歴史読本』23巻42号、平成10年)

(47)『伊予史談』141号、昭和30年。

(48)『愛媛県史 古代・中世』第2部第3章「河野氏家臣団の構成」(石野執筆分)
参照

(49)山内治朋「史料紹介『予陽河野家譜』所収天正七年河野通直(牛福)感状の原本について」(『伊予史談』352号、平成21年)参照。山内氏の指摘するとおり、『愛媛県編年史』編者等のいう「忽那トラ氏所蔵文書」というのは、事実誤認とみられる。忽那氏本家の文書が菅沢の仏性寺へ渡った事情について、山内氏はその伝来経緯は不明だとし、慎重な態度をとるが、忽那亀寿丸がのちに河野氏の養子になり、さらに南美作守通方の養嗣子として南家の家督相続をしたとする『予陽河野家譜』の記事は確証はないけれども、説得力をもつ。南氏家督の後継者である亀寿丸(南彦四郎通具という)か、その子孫が忽那氏本家の伝來文書の一部を、のち南氏の菩提寺の仏性寺へ納めたと解するのは、自然であろう。

(50)註48の拙文及び拙稿(講演録)「河野氏の時代と二神氏」(『海の民ふたがみ』3号(『風早』46号〈平成13年〉に転載)参照。

(51)前掲註36の「宗昌寺寺領坪付」に見える風早郡内陸北部に設定された河野家の給人領、あるいは河野氏から二神氏や忽那氏へ給与した風早郡内陸南部・島嶼部における所領・所職の内容からみると、室町～戦国期に河野氏が風早郡全域を直轄領化したと考えられる。その詳細な検討は、別の機会に譲る。

略歴

1944年生まれ。愛媛県(旧御庄町)出身。

國學院大學院修士・博士課程修了。國學院付属高等学校、角川文化振興財団勤務を経て、愛媛県歴史文化博物館(芸課長)、愛媛県立湯築城資料館(館長)に勤務する。現在、愛媛大学非常勤講師。著書として『愛媛県史・古代II・中一世』(共書)、『伊予国觀自在寺の歴史』、『河野氏権力の形成と展開』等がある。その他、論文・研究ノート・史料紹介等多数がある。

中世 西瀬戸内における人の移動と交流 —豊田氏・二神氏を中心に—

日本常民文化研究所 客員研究員 萬井 良大

一 はじめに

中世伊予において風早郡を中心に活躍した二神氏は、その前身を長門国の名族・豊田氏とされている。伝承によれば、豊田家において家督を継ぐ子がないために養子を取ったものの、後に実子が生まれ、二人が成人してのち養子と実子がその家督をめぐって争い、敗れた側が二神島へ移り住んで「二神氏」を名乗ったという。

この伝承は近世初頭に書かれたと思われる「二神某ノ口上書」¹がもとになっている。長門豊田氏において、こうした家督争いがあったということは史実として確認されていない。また兄弟の父を「豊田ノ何某」とするなど話に具体性はなく、養子と実子の争いというのも、物語としてありがちである。こうしたことから、この家督争いに関する話は創作の可能性を疑ったほうがいいだろう。

しかし、こうした伝承が生まれるほどに、中世における二神氏と長門豊田氏とのあいだには密接なつながりを有していたことは間違いない。口上書において、家督争いに敗れたのが実子側か養子側か明記していないところに、二神氏の長門豊田氏への配慮が感じられ、両氏のあいだに交流があったことが窺える。

そこで本稿では二神・豊田の両氏を結びつけうる背景について、主に豊田氏側から、史料に基いて、その具体的な可能性を明らかにしたい。

¹ 管菊太郎「二神島の研究」(『伊予史談』)72号、1932年)に翻刻が引用されている。同論文ではでは「二神文書」とあるが、「二神司朗家文書」には見当たらない。おそらく現物は喪失された「片山二神家文書」だったのではないだろうか。翻刻は『二神司朗家文書・中世文書・系図編』の系図解題に転載した。

とはいえる、長門豊田氏に関する史料は、ほとんど現存していない。そこに豊田氏研究の困難さがある。しかしながら、その数少ない史料について、これまで充分に分析されつくされたとは言い難い。本稿では、これまで注目されてこなかった史料も取り上げつつ、これらに新たな分析を加えていきたい。

二 源平合戦と長門国

長門豊田氏に関する確実な史料で、確認できるもっとも古い史料は、陽明文庫所蔵『兵範記(へいはんき)』仁安二年(1167)夏巻の紙背文書「仁安二年正月廿一日太(だい)政(じょう)官(かん)符(ふ)案(あん)」だろう。仁安二年は平清盛が太政大臣となった年であり、まさに清盛の全盛時代であった。その清盛の室・時子の叔父である兵部(ひょうぶ)卿(きょう)平信範の書いた日記が、『兵範記』である。『兵範記』という書名は後世に付けられたものであるが、その由来は著者である信範の官名・兵部卿の「兵」と、信範の「範」を取って名付けられている。

この『兵範記』という日記は、文書の裏面を再利用して記述されているが、その元になった文書のことを、学術的に紙(し)背(はい)文(もん)書(じよ)と呼んでいる。本来は廃棄されるはずの文書であることから、普通なら残さない性格のものが多く、それだけに貴重な内容を含んでいる。

また太政官符案というのは、当時の中央の政治の中心である太政官(だいじょうかん)からの命令書(符)の下書(案)という意味である。典拠とした翻刻(ほんこく)(活字にしたもの)は、平安時代の古文書史料集『平安遺文(いぶん)』7巻で、文書番号は3413号である。

なお、本稿では引用に際しては史料番号を付し、その後ろに史料名・史料群名(文献名)・典拠を表示した。一例を挙げると、「【史料1】太政官符案「兵範記紙背文書」「平安遺文」7巻、3413号」とある場合、“太政官符案”が史料名、“「兵範記紙背文書」”が史料群名、“『平安遺文』7巻、3413号”が典拠を指している。また本稿では原則的に引用史料は現代文に訳している。読みやす

くするため、思い切った意訳もほどこしている。原文に当たる際は、典拠文献を参照していただきたい。

【史料1】太政官符案「兵範記紙背文書」『平安遺文』7巻、3413号
太政官より長門の国司へ申し伝える。

豊田郡大領正二位藤原朝臣種弘に、同郡を管領させなさい。
右、今月十八日任命いたしました。長門国はこのことを承知しなさい。
先例のとおりに任命し、この命令書（符）が届いたら、実行するよう。

仁安二年（1167）正月廿一日

これは長門国に対して、藤原朝臣種弘を長門国豊田郡の大領（郡司の一等官）として、同郡を管領させなさいという太政官からの命令書である。郡司が太政官のトップである左大臣・右大臣クラスの位である正二位になっているという部分を除けば、その他に不自然なところは見当たらない。出処もしっかりしていて、偽文書である可能性はない。おそらく位の部分を書き間違えたがゆえに、紙背文書として残ったのだろう。

藤原種弘という人物は、二神氏の系図である「豊田藤原氏子孫系図之次第」に見られる豊田種弘のことを探していると思われる。この史料から、平安時代最末期において、豊田種弘という系図上的人物が実在したことが確認される。

当時、長門国は平氏が知行国主²であり、豊田郡は源平合戦の最後の決戦地でもある壇ノ浦（豊東郡）からも近い。豊田郡司種弘が平安末期の動乱に無関係でいられたとは考えられないが、その当時の種弘の去就を示す史料は残されていない。そのため状況証拠から、種弘の動向を推測するしかない。

² 平安時代末期に作られた制度で、知行国主は知行国として与えられた国からの収益の大部分を得ることができ、国司の任免に際しては適任者を推挙する権利を持っていました。そのため知行国の国司には自らの子弟や近臣などが任命された。平家一門は全盛期に30余カ国を知行国にしたと伝えられる。

山城介久兼の解状（上申書・訴状のこと）原告・被告の証拠書類ありによると、豊田郡司種弘がむやみに人を罪人や謀反人として追捕（ついぶ）しており、まったく不当な事であるとのことである。種弘には何か理由があるのだろうか。早く種弘を呼び寄せて、事情を聞き出すようにと鎌倉殿（源頼朝）が仰せである。通達は以上である。

四月六日 （平）盛時が奉ずる
佐佐木左衛門尉殿（佐々木高綱）

関東御教書とは鎌倉幕府が発給する中心的な文書形式のひとつであり、幕府の公的意味の通達や緊急の命令などを伝える際に用いられた。この時期の御教書は頼朝の右筆^{ゆうひつ}によって発給されていたが、のちに執権であった北条時政が発給するようになり、執権政治が確立されると執権と連署による連名で発給されるようになる。

この文書には年号が付されていないものの、史料中の登場人物からある程度時期を絞ることができる。まず差出人・平盛時（頼朝の右筆）が発給した御教書で現存しているのは文治元年（1185）から正治二年（1200）までの五年間である。また文中にある山城介久兼は、文治元年に頼朝が京都より呼び寄せた人物で、訴訟を取り扱う幕府官僚だったと思われる人物³である。この人物は『吾妻鏡』⁴において文治五年（1189）以降見られなくなる。そして宛所となる佐々木左衛門尉とは佐々木高綱のことであり、文治二年より長門国の守護となっている。以上から、史料2は文治二年から文治五年の四年間のあいだに発給された文書と推定される。

³ 室町時代の編纂物『関東開闢皇帝并年代記』になると、久兼は公事奉公人とされている。公事とはここでは裁判のことを指す。

⁴ 鎌倉幕府関係者によって編纂された歴史書。鎌倉時代前半までの幕府の事蹟が記されている

時期的には幕府が源義経追捕のため、全国的にその身柄を捜索していた頃のものであり、この史料もそうした政治的情勢と関連するのかもしれない。例えば、豊田種弘が現地でのさまざまな対立に際し、義経の追捕を名目的に利用した可能性もあるだろう。また逆に、原告側が追捕という言葉を強いて使うことで、種弘が幕府の政策を利用して押領しているという印象を持たせようとしたのかもしれない。

この史料2から言えることは、豊田郡司種弘が、源平争乱のうち、幕府の御家人になっていたということである。源平合戦における平家方の武士のほとんどが謀反人という形で所領没収されているなか、御家人として生き残っているところから、種弘は源氏方として平家と戦ったものと推測される。

なぜ種弘は平家の勢力が強い長門国において、源氏方となったのだろうか。それは長門国における政治情勢が背景にあったためではないだろうか。『吾妻鏡』⁵ 文治二年（1186）八月四日条によれば、豊田郡と隣接する豊西郡の郡司であった弘元は謀反人とされている。このことから、豊西郡司弘元は平家方として戦ったことが判明する。

また『平家物語』長門本（国書刊行会蔵本）巻第十六でも、豊西太夫良近や豊東郡司秀平が、一の谷の戦いに平家方として参戦していたとしている。豊西太夫良近というのは、豊西郡司弘元の近親者だろう。一方、豊田郡司種弘に関しては、同物語に平家方武将として、その名を見ることができない。

こうした構図は伊予国においても見られる。伊予国も当時は平家が知行国主を務めており、伊予郡を拠点にしていた武智氏の一族と思われる武智武者所清教や、新居郡を本貫とする仁井（新居）

⁵ 鎌倉幕府によって編纂された歴史書。以仁王の挙兵に始まり、文永三年（1266）までを編年で記述されている。

紀四郎親清が、平家の家人として、源平合戦において活躍している。河野氏が平家と対立していったのも、伊予国内において互いに勢力を競い合った武智氏や新居氏が平家の家人になっていたことが背景にあったことは間違いない。

こうした伊予の事例を参考するなら、豊田氏が豊西・豊東の両郡司と競合関係にあり、そのために平家方と距離を置くという状況があったのかもしれない。ただし、河野氏のように積極的に平家と対立姿勢を取っていなかつたのではないだろうか。それは豊田氏が地頭にならず、郡司のままであることからも察せられる。

鎌倉幕府において、御家人には二つの種類がある。ひとつは地頭御家人であり、もうひとつが非地頭御家人である。地頭御家人は直接將軍によって地頭職に補任⁶され、幕府によってその立場は保護される。対する非地頭御家人は下司職・公文職・郡司職などのままで、これらは莊園領主や地頭などによって補任された。

また軍役などの役負担や裁判などでも、地頭御家人と非地頭御家人とでは扱いが異なっている。地頭は軍役において將軍に直属し、裁判では幕府へ直接へ訴えることができた。しかし非地頭御家人の場合は、軍役は西日本では守護を通じて務め⁷、裁判でも幕府へ直接訴えることはできなかった⁸。

概して平家の影響の強かった地域、特に瀬戸内海沿岸の国々の武士で、幕府の御家人になって地頭職に補任されたケースは稀である。例えば伊予国で地頭になったのは風早郡の河野氏・忽那氏、そして宇和郡の橘薩摩氏⁹の三氏のみである。伊予の有力な豪族であった大祝^{おほうり}氏などは、御家人にはなるものの地頭職には補任されていない。

⁶ 官職に任命すること。

⁷ 東日本では一族の惣領を通じて行なわれる。

⁸ 承久の乱以後は六波羅探題へ訴えることが出来るようになったが、鎌倉へ訴える事はできなかった。

⁹ 宇和郡を自家の所領に望む西園寺公経の圧力によって、嘉禎二年(1236)に同郡から肥前国長島庄などへと改替させられた。

¹⁰ 大山祇神社(神職の職名)を司った家。三島家。

これらの違いは、おそらく当初より源氏方への旗幟を鮮明にしていたかどうかによって決まったのだろう。つまり豊田氏は積極的に源氏方へ参戦するという実績はなく、平家方には協力しないという消極的な態度だったのではないだろうか。

長門国のような、最後まで平家の影響力の大きい国では、積極的に平家方と敵対していくことは難しかったものと思われる。ただし、豊田氏が地頭になれなかつたということは、その後の豊田氏の行く末を大きく方向づけることになった。

三 豊田氏と宇佐八幡宮

源平合戦ののちも豊田郡司としての地位を確保した豊田氏は、幕府内においては非地頭御家人という不安定な地位に甘んじなければならなかつた。そこで、豊田氏は宇佐八幡宮と結びつくことにより、その地位を安定化させようとしていたようである。豊田郡内の西八幡宮（下関市豊田町大字矢田）の懸仏¹¹には次の銘がある。

【史料3】西八幡宮御神体裏書『豊田町史』113頁

敬白、御神体の銘文を書き留めます。建久二年の晚春四月五日丙辰、豊田郡司藤原種弘が生年五十二歳のときに、息災・延命・無病・安穏・泰平のため、これを造りました。

この西八幡宮はもともと下関市豊田町阿座上北部の丘陵地天神坊にあったものを、明暦三年（1657）に現在地へ遷座したものである。豊田郡司種弘は、建久二年（1191）四月五日に、この御神体を作つたとある。社伝によれば、この西八幡宮は種弘によって創建されたといふ。また口伝ではあるものの、豊田郡島戸の馬城山（現・下関市豊北町大字神田島戸西）にある島戸八幡宮（現・住吉八幡宮）も、同年に種弘によって創建されたと伝えられている。

¹⁰ 神の依代として作られた銅鏡の鏡面に、本地仏の仏像を取り付けたもの。寺社の堂内に掛けて礼拝した。

そして種弘の次代・種隆も、豊田郡八道^{やじ}（現・下関市豊田町八道）にある八道八幡宮（現・八鷹八幡宮）の懸仏に「建仁二年（1202）壬戌七月廿三日乙丑豊田太郎種隆」¹²の銘文を残しており、この懸仏が豊田種隆によって奉納されたものであることが判る。この懸仏の銘文をもって、このときに創建されたと言われているが、実際の創建時期は不明である¹³。ただし種隆は少なくとも宇佐八幡宮との結びつきを強化しようとしていたことは間違いないまい。

さらには、長門豊田氏を出自とする人物が、宇佐八幡宮弥勒寺領の豊前国宇佐郡向野庄^{むくののしょう}に所領を得ていたとする史料もある。弥勒寺は宇佐八幡宮の神宮寺^{じんぐうじ}¹⁴である。

【史料4】

豊田家伝「豊前豊田家文書」『豊田文書〈西国武士団関係史料集七〉』

（前略）大内家の庶流である豊田氏は代々長州豊田庄に居住して武名も高かった。しかし貞治（1362～68）のころ、讒言に遭って本国を逃れて、豊州宇佐に赴いた。宇佐八幡宮の大宮司と昵懃であったため、しばらく宇佐に滞在していた。その後、豊田大炊助多々良清兼のときに豊後国の太守・大友修理太夫親世のもとに出頭し、自分の由緒を詳しく言上し奉ったところ、親世のお耳に達して清兼に宇佐郡向野庄を宛行（あてが）われた。（後略）

¹² 『豊田町史』114頁

¹³ そのほか下関市豊田町大字中村の字若宮には平安中期に宇佐八幡宮より勧請した若宮八幡宮があったとされ、宇佐八幡宮との関わりはその頃まで遡るのかもしれない。また下関市豊田町大字殿敷にも東八幡宮がある。社伝によると、文治三年（1187）に豊田秀政が宇佐八幡宮により勧請したとあるが、秀政という人物を史料的に確認する事はできない。

¹⁴ 神社の境内につくられた寺。神仏習合であった古代・中世には、多くの神社に神宮寺が建立されていた。

この史料は豊前国宇佐郡西屋敷村（現・大分県宇佐市大字西屋敷）の庄屋であった豊田家に伝わる家伝である。豊田氏を大内氏の庶流とし、豊田郷を豊田庄とするなど間違いも多く、全面的に信用するわけにはいかないものの、長門豊田の系譜をもつ人物が、弥勒寺領内に所領を得たという伝承があることは注目される。

家伝では南北朝期の大友家の当主に宛行われたとしているが、家伝に所収されている史料の延徳元年（1489）十一月廿四日宗継跡目安堵状^{あんどのじょう}によると、宗継という人物が豊田太郎次郎宗治に、弥勒寺領向野庄西屋敷名を先代の跡として知行することを安堵¹⁵している。宗継というのは、宇佐八幡宮弥勒寺の寺務・時枝宗継と思われる。すると補任権を持っていたのは弥勒寺であり、所領は大友家からではなく、宇佐八幡宮より与えられていたということになる。

以上、鎌倉幕府成立以後、長門豊田氏が宇佐八幡宮と密接な関係を築いていったことは明らかであるが、宇佐八幡宮と深い関係にあったのは二神氏も共通するところで、二神氏のいるところには宇佐八幡宮があるとも言われている。二神氏の名字の地となる二神島の総鎮守や、二神氏がのちに拠点とする風早郡粟井庄の総鎮守も宇佐八幡神社である。そして戦国時代に二神左衛門尉が風早郡忽那島にある忽那大浦八幡宮の神主になっている¹⁶。

また長門豊田氏かどうかは不明ながら、南北朝時代の忽那諸島において、宇佐八幡宮と何らかの関係を持っていた豊田氏がいたことも確認される。

¹⁵ 知行していることを承認することを「安堵」という。また知行を安堵したことを見明する証文のことを安堵状と呼ぶ。

¹⁶ 『二神司朗家文書・中世資料編』1-16号文書

【史料5】

豊田某・泊家次連署書状「吉木二神家文書」『伊予史談会文庫』フ37

当社は金輪聖王（天皇）より勅印を賜った二柱の神である。

嶋は忽那氏によって開基された場所である

亀森の宇佐八幡宮で行われる恒例の神事や祭礼の祠官が参勤する
ときに、二柱の神に祈念いたします。

島中が安全で信者たちが無事でありますように。

天授六□□年九月十四日

豊田道□□源□

家（花押）

神主 泊新左衛門

家次（花押）

物申溝田中務大夫殿へ

この史料は『中島町誌史料編 改訂版』に翻刻されているが、その起
こし方に疑問があるため、以下、訂正して新たに翻刻しておく。

当社者金輪勅印 二神也

亀森 嶋者忽那開基処

宇佐八幡宮出流恒例之神事祭礼之祠官参勤時 二仏祈念、嶋

中安全諸旦那長久可為者也、

天授六□□年九月十四日

豊田道□□源□

家（花押）

神主 泊新左衛門

家次（花押）

物申溝田中務大夫殿へ

上記史料は、花押が近世には一般的に見られるものの、中世ではあまり見られない形状のものであるため、近世に偽造された偽文書であると疑われてきた。しかし偽文書というものは、必ず何らかの意図をもって作成される。例えば由緒を偽る場合や、何らかの権利の根拠として捏造する場合などである。しかし、この史

料からは、この文書を伝承した溝田家（のちの吉木二神家）を利用する意図が見当たらない。

また二神氏の嫡流は、通字¹⁷に「家」の字を使っていたが、近世にはそのことは忘れられているかのように、諱に「種」の字を使っている。系図¹⁸でも近世に書き加えられたと思しき人物は、中世の人物であっても諱を「種」としている。もしこの史料が近世に捏造されたのであれば、豊田某の諱の頭の文字も「家」とはせず、「種」とするだろう¹⁹。

花押の部分については、おそらく近世に写しを取り際に、何らかの誤った資料をもとにして書き加えたか、あるいは原本では虫損などで見えなくなっているところを、それらしく見せるために、花押の部分のみ捏造したということがあったのかもしれない²⁰。いずれにせよ、花押以外については概ね信頼してもよい。

このように長門豊田氏が宇佐八幡宮と親密な関係をもち、同様に二神氏も忽那諸島内の宇佐八幡宮と深い関係を持っていることから、宇佐八幡宮を通じて長門より伊予へと活動を広げていった可能性が考えられるだろう。つまり仮説として、長門豊田氏は宇佐八幡宮において神に仕える人、つまり神人になっていたことが考えられる。

神人というのは、神仏に直属する聖なる存在であり、商工業に携わって、山野河海を自由に通行する特権を有していた。神人が商業に携わるのは、「祓い」ができるためである。物を売るため

¹⁷ 代々、継承していく諱の一字。例えば徳川家は家康、家光、家綱というように代々「家」の字を、甲斐の武田家は「信」の字を、伊代河野氏は「通」の字を通字^{いみな}としている。また「河野一族中氏系譜」や「二神島安養寺蔵大般若經奥書」などによって、二神家の嫡流が「家」を通字^{いみな}としていたことが窺える。

¹⁸ 「豊田藤原氏子孫系図次第」『二神司朗家文書・中世文書・系図編』に写真を掲載。また、この系図の性格については同書の拙文「系図解題」を参照。

¹⁹ ただし、諱が「種」ではないために、この豊田某の出自が長門豊田市であるとする根拠もなくなることは留意しなければならない。

²⁰ 花押の形状は中世にあまり見られないものではあるものの、まったく見られないものではない。

には、物と元の持主との縁を切らなければならない。これを「祓う」というが、この「祓う」行為ができるのは、神に仕える聖なる存在でなければならないからである²¹。現代でも、物を購入するとき「払う」と言うのはこのためである。また神人が工業製品の製造に関わるのも、原材料を変化させて製品にするためには神の力が必要と考えられていたためである。

それだけではない。さまざまな領地の境界である山野河海についても、そこは無主の地であるがために、神人は自由に通行することができた。鎌倉時代において神人たちは、物を生産し、それらを販売するために、自由に山野河海を往来していたのである。

上記の仮説が成立するなら、長門豊田氏は宇佐八幡宮神人となって、西瀬戸内の各地に宇佐八幡宮を勧請し、そこを拠点に門前市を開いて交易をしていた姿が浮かび上がる。長門から伊予の二神島へと活動の拠点を移していった背景として、考えうる仮説のひとつではないだろうか。

四 蒙古襲来と長門探題

鎌倉幕府の成立によって非地頭御家人となった長門豊田氏は、宇佐八幡宮との関係を強めていったことを確認した。鎌倉時代後期になると、豊田氏も新たな展開を迎えるようになった。その契機となったのが蒙古襲来である。

文永一一年（1274）十月の第一回目の襲来ののち、幕府は蒙古軍の再襲来に備えるため、幕府は長門国の御家人たちに関門海峡とその沿岸を警固させる長門警固番役を課した。この長門警固番役の課せられる範囲は、周防・安芸・備後、さらに山陽・南海全体へと拡大されていく。

²¹ 「祓う」ことなく他者に物を贈ることを贈与と言う。贈与は常に心を込めるものであり、贈与された者はお返しをすることによって、贈与する者と対等になろうとする。こうしてお互いの絆を深めていく。

また建治二年（1276）には、執権・北条時宗の異母弟・宗頼を長門周防両国の守護に任ずることで、長門国の沿岸警固を強化している。近親者を補任することにより、意思疎通を図りやすくするだけでなく、執権の弟であるという権威によって統制力を強化する狙いがあったのだろう。この長門・周防両国守護は、のちに長門探題（長門周防探題）と呼ばれるようになる。長門国の御家人であった豊田氏も、当然、長門警固番役を課され、長門探題の指揮下に入ったであろう。

第二回目の襲来である弘安の役があつた翌々年の弘安六年（1283）、長門探題に北条氏一門である金沢実政が任せられている。金沢流北条氏は、北条義時の五男実泰が鎌倉の裏の玄関口にあたる武藏国久良岐郡六浦庄（現・横浜市金沢区）を与えられたことに始まる。また金沢の名字は居館を構えた六浦庄内金沢郷に由来し、居館内に作られた私設図書館である金沢文庫でも有名である。

金沢実政は実泰の跡を継いだ実時の子であり（P46 参照）。蒙古による第一回目の襲来の直前である文永十年（1273）頃に、兄・金沢顯時^{あきとき}が豊後国守護に任せられると、守護代として同国に下向した。また蒙古襲来以前より九州沿岸の警固のため、九州の御家人たちには異国警固番役が課せられていたが、文永の役の直後の建治元年（1275）より、実政はこれらの指揮をとる任にあたっていた。

金沢実政が長門探題になると、豊田氏は実政の被官^{ひかん} ²²となつていった可能性がある。それを窺わせる史料が次の鎮西引付衆結番注文である。

²² 従属的関係にある者ことを指す。この場合は、のちの時代に使用される「家臣」の語に意味は近い。

鎮西引付 永仁七年（1299）四月十日

金沢上総前司代

一番

越後九郎	島津道義忠宗下野守	伊勢民部大夫
山城治部丞	古海三郎兵衛尉	野依越前房
安岐小四郎	平岡右衛門尉	伊勢左衛門入道
式部藏人次郎		

二番

武藤筑後前司	豊前夕司	薩摩六郎左衛門尉
安富左近将監	久能左近将監	佐渡李助
稗田四郎次郎	外記四郎兵衛尉	長門掃部左衛門尉

三番

大友左近藏人	渋谷河内権頭入道	戸次孫太郎左衛門尉
豊前左衛門太郎	藤民部左衛門尉	平子三郎入道
豊田太郎左衛門尉	日奈古孫四郎	斎藤孫四郎
伊賀左衛門尉	佐野十郎	衾口七郎兵衛尉

鎮西引付衆とは、鎮西探題における役職のひとつである。鎮西探題は、異国警固番役のため現地を離れられない九州の御家人たちが、鎌倉にへ赴かずとも現地で訴訟ができるよう設置された機関である。なかでも所領関係の裁判を担当する事務官が鎮西引付衆である。^{けちばんちゅうもん} 結番注文とは、その当番名簿になる。

本文中の金沢上総前司は、当時の鎮西探題であった金沢実政を指している。そして三番には「豊田太郎左衛門尉」の名を見ることができる。これだけでは長門豊田氏であると断定することは難しく、可能性があるとするに留める。鎮西引付衆の出自について考察した川添昭二も、長門豊田氏ではないかと推論している²³。

ただし、この「豊田太郎左衛門尉」は「豊田太郎兵衛尉」の誤記であった可能性がある。それは次の二点の史料から窺える。

²³ 川添昭二「鎮静評定集及び同引付衆・引付奉公人」（同氏編『九州中世史研究』文献出版、1978年）

【史料7】鎮西御教書「肥前国実相院文書」『鎌倉遺文』27巻、20555号

肥前国河上社が破壊されたことについて。現地調査を行って修理の見積もりを出すよう、豊田太郎兵衛尉家綱と橘薩摩彦次郎の両名に申し付けているところである。このことを知っておくように。通達は以上である。

正安二年（1300）八月二日 前上総介 御判
大宮司殿

【史料8】

因幡彦鶴丸代兼実申状「本間文書」『皇學館大学紀要』36号65頁²⁴

豊前国赤莊地頭因幡彦鶴丸の代理人である兼実が謹んで言上します。
同國天雨田公文次郎兵衛尉憲行は地頭方が一時的に補任している下作職であるにも関わらず、地頭方に報告もせずに、その下作職の補任権をもっていない岩隈地頭代三郎左衛門尉景範と、公方・豊田太郎兵衛入道方のもとで相論（裁判）し、お互いに取り決めを交わして和解したという。両方ともこの下作職に対して権利を持っていないにも関わらず、権利をもっている地頭方に何の報告もせず勝手に相論して、勝手に取り決めをするなど、その罪科は逃れることはできない。そこで早く憲行のことを御成敗なさって、当莊の赤村名のうちにある憲行の田畠と屋敷〈憲行居住の屋敷とその下人らの在所〉を召し上げていただきたいということについて。（中略）

延慶三年（1310）六月 日

史料7は、史料6の翌年に肥前国の河上社に宛てて、鎮西探題である前上総介（金沢実政）が発給した鎮西御教書である。河上社は正式名称を与止日女神社といい、現在の佐賀県佐賀市にある

²⁴ 惠良宏「鎮西・豊前国に於ける在地領主の存在形態—中世前期を中心に—」（『皇學館大学紀要』36号、1997年）に引用されている。

肥前国の一宮である。一宮とは令制国^{いちのみや}のなかで一番格式の高い神社であり、伊予国^{りょうせいこく}でいえば今治市大三島町にある大山祇神社、長門国でいえば下関市一の宮住吉にある住吉神社がそれにあたる。河上社の実地見聞役として「豊田太郎兵衛尉家綱」という人物の名が見える。

史料8は史料7から一〇年ほど経った一三一〇年に書かれたものである。豊前国田河郡赤庄^{あかのしょう}(現・福岡県田川郡赤村)の地頭・因幡彦鶴丸の代理人兼実が、同国天雨田庄(現・福岡県行橋市大字天生田)の公文をしている次郎兵衛尉憲行を訴えた文書で、憲行が岩隈地頭代景範と勝手に相論したことを咎めている。その相論した場所が、「公文豊田太郎兵衛入道方」となっており、公方は鎮西探題を指していると考えられることから、訴訟担当者である豊田太郎兵衛入道は鎮西引付衆とみて間違いないだろう。

史料8では入道になっているものの、史料7の豊田太郎兵衛尉とは同一人物である蓋然性は高い。すると結番注文にある「豊田太郎左衛門尉」は、「豊田太郎兵衛尉」の誤記であった可能性は極めて高いと言わざるをえない。

ところで豊田家綱という人物は「二神司朗家文書」等所収の「豊田藤原氏子孫系図次第」には見当たらない人物である。また豊田氏は「種」を通字としていることから、この家綱という人物は長門豊田氏ではないことも考えられる。しかし、のちに忽那諸島において活動する豊田氏が、史料5のように諱の頭の文字が「家」であることを考えると、二神氏と系譜的には近いのかもしれない。この豊田家綱が長門豊田氏の人物かどうか、現段階では確認することが難しく、今後の課題としたい。

²⁵ 伊予国・長門国など、律令に基いて設置された国。

さて、金沢実政が長門探題を務めたことにより、長門豊田氏が実政だけでなく、金沢北条氏の嫡流との関係をも強めていったことは間違いない。そのことを示しているのが、次の史料である。

【史料9】金沢貞将書状「金沢文庫文書」『鎌倉遺文』40巻、31117号)

長門国の豊田千熊丸が嘆いていることがあるということで、代官を寄越してきました。代官から詳しいことをお尋ねしてお聞きください。代官には都合のよい折にお耳に入れるよう伝えております。仏様の御加護がございますように。恐々謹言

□□□
称名寺□□

これは元徳二年（1330）頃、金沢北条氏の嫡流である金沢貞将さだゆきから、称名寺の僧に宛てた書状である。称名寺は金沢北条氏の菩提寺として発展した真言律宗寺院である。当初は金沢北条氏の邸宅内にある持仏堂より始まったが、のちに真言律宗僧の審海を招いて開山した。

豊田千熊丸が系図上のどの人物かは不明である。しかし長門国とあることから、長門豊田氏であることは間違いない。金沢北条氏のなかで長門探題になったのは、金沢実政・金沢時直と、金沢北条氏のなかでも傍流にあたる人物ではあるが、彼らを通じて嫡流家とも結びついていったのだろう。

現在、金沢北条氏の嫡流が地頭を務めていた伊予国久米郡には、豊田姓の旧家が二十数軒残っている。もし彼らが鎌倉時代に長門より伊予に来たのであれば、当該期に長門豊田氏が金沢北条氏の被官となっていた可能性は高いだろう。このように有力御家人である金沢氏の被官として、長門より伊予へ移住してきた可能性もあったと思われる。ただし、そうすると、久米郡から忽那諸島へと移っていく背景について明らかにしなければならないが、現在のところ残念ながら手がかりはない。

五 南北朝動乱期における豊田氏

源平合戦を乗り切り、蒙古襲来とそれに伴う政治改革を経て、長門豊田氏は再び新たな試練を迎えることになる。それが元弘の政変に始まる南北朝の動乱である。

元弘元年（1331）八月に後醍醐天皇が倒幕のため挙兵する。この挙兵は失敗して、天皇は隱岐島へと流されるものの、全国で倒幕の機運が高まり、長門豊田氏もこの動乱に巻き込まれていく。河内の楠木正成、播磨の赤松則村などが各地で幕府に抵抗するなか、伊予の土居・得能氏らも宮方として挙兵した。

このときの長門探題であった金沢時直（P46 参照）は、伊予の土居・得能氏らを討伐するため、豊田氏ら長門国の御家人たちを率いて伊予国に向かった。そのときの様子は「楠木合戦注文」^{くすのきかつせんちゅうもん}によって窺い知ることができる。「楠木合戦注文」は、京都の臨済宗寺院である東福寺の僧・良覚によって書かれた見聞記『正慶乱離志』^{しょうけいらんりし}²⁶ の一部である。鎌倉末期の動乱に関して、特に長門探題の動向が詳細に描かれている。

【史料10】楠木合戦注文「正慶乱離志」『続史籍集覽』第一冊

正慶二年（1333）閏二月十一日に上野殿（金沢時直）は伊予国に渡り、船津というところで兵糧米を運びこむために向かっていたところ、河野土居九郎通益がたった一騎で現れて言うには、「こちらに向かってこられたこと悦ばしく存じます。お相手がそちらの大将でしたらつまらないですが、北条の御一門の方ということで気分のいいことでござります。私も河野の者でございますので、お相手として不足はござりますまい。今日は日も暮れましたので、明日にでもお目にかかりましょう。」と言って引き下がった。上野殿は味方に対して「明日になると軍勢も集まるだろう。そうなる前に今夜にでも夜襲をかけよう。」と言って、1500余騎を引き連れ、土居九郎が城郭を構えているところに行って、味方の軍勢を所々に配置していた。そんなとき厚東氏らが少々心変わりをして、

²⁶ 『正慶乱離志』は「楠木合戦注文」と呼ばれる部分と「博多日記」と呼ばれる部分によって成り立っている。

味方の背後を突くのではないかという噂が飛び交った。そのため豊田が何度も上野殿を説得して退却した。馬・鞍や兵糧米は打捨てられ、それを土居が取り収めた。このとき長門・周防の御家人たち 100 騎ばかりが「自分たちは譜代御家人であり、上州（金沢時直）のお供をして落ち延びるくらいなら、世間にその名を知らしめよう。」と言って、留まって討死した。

正慶二年三月十一日に伊予国の水居津²⁷ に布陣していたところ、同日申の刻にやがて押し寄せて、同十二日平井城にて討死した人々。

長門国分

- 一、タスキノ三郎父子若党以上四十一人
- 一、山中七郎兄弟若党以上十一人
- 一、佐々木八郎入道父子若党以上十人
- 一、同馬場入道若党以上五人
- 一、同又九郎若党以上十人
- 一、厚東彦太郎入道若党以上九人
- 一、岡崎父子以上四人
- 一、原以上三人
- 一、稗田孫四郎入道上下三人
- 一、兼富又九郎上下三人
- 一、豊田手人々上下十人
- 一、光富ノ日野又太郎上下三人
- 一、岡部小六同孫六上下四人

²⁷ この水居津を三津とする説もあるが、三津で布陣して押し寄せ、主戦場の平井城（星岡山）で討ち死にするのは不自然だろう。「楠合戦注文」の記述が正しいなら、星岡山の麓を流れる小野川上にある津、星岡山近辺に陣を張ったと考えられる。

周防国分

- 一、深野弥太郎入道が駆け出て、悉く討死した人数八人
- 一、柳井父子親類以上七人
- 一、右田父子若党親類以上三人
- 一、中野兄弟三人

周防・長門両国の地頭・御家人の討死した人物名を記載しようと思うに、この他の者の名字を知らないため、ここに記録していない。
(後略)

以上が石井浜の戦いから星岡山の戦いに至る経緯であるが、豊田氏が長門探題軍のなかで中心的な存在であったことが窺える。なかでも豊田一族である田耕三郎は本人や子息・若党などを含めて四十一名という最大の被害を受けている。

このように豊田一族は武家方として戦ったため、建武政権下ではあまり優遇されなかったものと思われる。そのため長門国守護は先に長門探題を裏切った厚東氏が任せられ、豊田氏はその後塵を拝することとなった。しかし、建武政権が三年ほどで崩壊すると、豊田氏は足利尊氏方へ味方したのだろう。建武四年（1337）八月三日に豊田種治は、足利尊氏より越前国主計保の半分を恩賞に賜っている²⁸。

室町幕府が開かれて一三年後の貞和五年（1349）、足利直冬が長門探題に任せられると、豊田種治はその傘下に入ったようである²⁹。足利直冬は尊氏の庶子で、尊氏の実弟・直義の養子となつた人物である。このころより足利尊氏と直義との対立が表面化し、観応の擾乱と呼ばれる内紛へと発展する。この観応の擾乱によ

²⁸ 「二神司朗家文書」「片山二神家文書」「綾延神社文書」などに写しが残っている。「二神司朗家文書」のものは年付が建武弐年（1335）になっている（『二神司朗家文書・中世文書・系図編』参考資料に写真を掲載）。

²⁹ このとき直冬は長門に入らず、備後国鞆において勢力を扶植していた。

り、直冬も尊氏方の討伐を受けて、九州へ落ち延びることになった³⁰。

「出雲鰐淵寺文書」には貞和七年（1351）三月十五日の豊田種治奉書³¹が残っており、直冬が九州へ落ち延びる以前より直冬政権の中核にいたことが確認される。鰐淵寺は島根県出雲市にある天台宗寺院であり、出雲大社との関係も深い。

奉書とは意思・命令を発信する際に、下位の人物に口頭で伝達し、それを受け書かれる命令書のことである。この場合は直冬の意思・命令を口頭で受けた豊田種治が、命令書を作成して鰐淵寺衆徒中に宛てて発給したということである。こうした口頭で命令を受ける人物は奉者³²と呼ばれるが、奉行人であったり、執事であったり、政権の中核にいる人物が務めることが多い。

発給年の貞和七年は足利直冬政権のみが使用した年号である。直冬は幕府に対抗して、貞和六年（1350）の改元に際しても、貞和の元号を使い続けた。そのため貞和七年は北朝年号における觀応二年にあたり、南朝年号では正平六年にあたる。

この年は直冬が九州へ落ち延びたあとになるが、豊田種治が奉者を務めているということは、直冬が長門探題として中国地方にいたときより、すでに政権の中核を担っていたことだろう。種治が直冬方に積極的に加わっていった背景には、おそらく在地における厚東氏との対立があったのではないだろうか。

九州に落ち延びたあの直冬は、少弐氏や南朝方の征西府などと結んで、九州探題であった一色道猷³³と戦い、勢力を拡大していく。その後、尊氏が南朝方と結ぶと、征西府と結んだ一色道猷の巻き返しにより、直冬は九州を脱出して長門国の豊田城に拠る。もちろん、この豊田城は種治の居城だったと思われる。

³⁰ 史料4の豊前豊田家の家伝では禎治の頃に豊前に流れてきたとしているが、豊田氏が足利直冬と行動していたすれば、ちょうどこの頃に九州へ落ち延びたことになり、家伝の内容と合致する。

³¹ 鰐淵寺文書研究会編『出雲鰐淵寺文書』法藏館、68号文書

豊田城を拠点とした直冬は中国地方で反尊氏勢力を結集し、尊氏方との和議が破綻した南朝方とも結んで上洛する勢いを見せた。この上洛開始の直後にも鰐淵寺衆徒中に宛てられた種治の奉書が伝わっている³²。この上洛は失敗するが、その後も直冬方の勢力の中心に豊田種治がいたことは間違いないだろう。

また種治の二人の子は名前をそれぞれ直種・種冬といい、二人は直冬より偏諱を賜ったものと思われる。偏諱とは自分の諱の一字を与えることで、直種は直冬の「直」の字、種冬は直冬の「冬」の字を賜ったものだろう。特に「直」の字は直義—直冬とつづく通字であり、一族に準ずる扱いだったといえる。

直冬方には忽那氏なども連携しており、豊田氏が忽那諸島へと進出する機会はあったのかもしれない。豊田氏が伊予へと移り住む契機となる可能性の一つとして、この直冬勢力と豊田氏との結びつきも挙げられるのではないだろうか。

六 おわりに

ここまで長門豊田氏の歴史を概観しつつ、同氏には平安時代末期から南北朝時代にかけて三つの画期があったことを確認してきた。そのなかで長門と伊予との結びつき、西瀬戸内における人の移動の契機について、三つの仮説を提示した。

一番目の仮説は、宇佐八幡宮神人としての活動の一環として忽那諸島へ進出したとするもの、二番目の仮説は、蒙古襲来を契機に金沢北条氏との結びつきを強め、伊予へ進出したとするもの、そして三番目の仮説は、南北朝時代に足利直冬と結びついた豊田氏がその勢力の拡大とともに忽那諸島に進出したとするものである。

二番目の仮説について、長門豊田氏が金沢北条氏と深い関係に

³² 正平九年(1354)六月十六日豊田種治奉書『出雲鰐淵寺文書 77号』

あったこと、金沢北条氏が伊予国久米郡の地頭であることは間違いないだろう。しかし、二番目の仮説が正しいとすると、さらに久米郡から忽那諸島へと拠点を移していった背景について明らかにする必要があるだろう。

一方、三番目の足利直冬を通じて風早郡へと進出した可能性については、あまり無理がないように思われる。ただし史料5に見られる豊田家□という人物は、豊田種治とどのような関係にある人物になるか不明であり、今後の研究が待たれる。

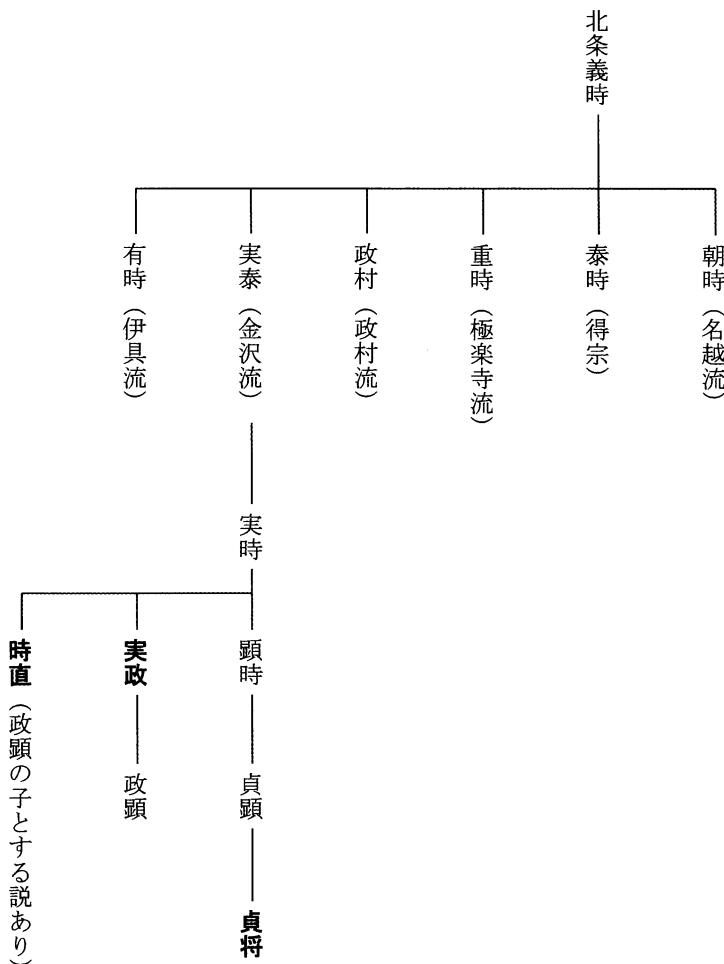
現段階においてもっとも現実的な仮説は、宇佐八幡宮神人として忽那諸島に進出したとするものではないだろうか。史料5でみるよう忽那諸島にいた豊田氏が宇佐八幡宮と関係が深いこと、のちに二神氏が忽那大浦八幡宮の神主になったことが確認できること³³、その他、宇佐八幡宮弥勒寺領である豊前国宇佐郡向野郷の領主に長門豊田氏の子孫を称する豊田氏がいることなども傍証のひとつとなるだろう³⁴。

いずれの可能性も決定打に欠けるところがあり、難しいところではある。上に挙げた三つの仮説以外にも、長門豊田氏と伊予二神氏を結びつけるような社会情勢があったのかもしれない。今後も新出史料や、既出史料の再解釈などによって、そうした情勢が可視化されるようになることが期待される。

いずれにせよ現段階では、長門豊田氏が忽那諸島へと活動の拠点を移していった背景について即断することはできないものの、長門豊田氏と伊予風早郡の関わりについて、不確かな伝承を排して、より具体的な可能性を提示することができたのではないだろうか。

³³ 河野通直（弾正少弼）宛行状『二神司朗家文書・中世文書・系図編』1-16号文書

³⁴ 伊予史談会文庫「新田系図」によると、二神氏は風早郡粟井庄の吉金氏と婚姻等の縁組を繰り返しているが、賛氏である吉金氏は神人と近い存在である供御人だったと思われる。神人が神に仕える者であるなら、供御人は神としての天皇に直属する者である。吉金氏との縁組の多さも、二神氏が神人だったことを傍証しているのではないだろうか。



金沢流北条氏略系図

略歴

萬井良大 (1972年生) 愛媛県松山市出身
 松山東高等学校卒 博士 (歴史民族史料学・神奈川大学)
 日本常民文化研究所客員研究員
 『綱野善彦対談集』全五巻 校注担当 (岩波書店より発刊)
 湯築城歴史塾にて「二神家と予州家」講演
 伊予史談会、ふるさと風早講座等でも講師を務める

系譜・家紋紹介（NO.17）窪野二神氏、小坂二神氏

編集部

今回の「系譜・家紋紹介」は、現在の松山市窪野町（旧浮穴郡窪野村、坂本村）と、松山市小坂町（旧温泉郡小坂村、後に素鷲村）に居住する二神氏系譜を紹介したい。



窪野二神氏（桜系譜・丹波系譜）

はじめに

これまで当会では、現在の松山市窪野町、久谷町、浄瑠璃町の二神氏を旧坂本村であった関係から「坂本二神氏」と称してきたが、これを改めて「窪野二神氏」に変更することを冒頭で記したい。旧坂本村の二神氏は窪野地域から広がっていると現段階では考えられるからである。

旧坂本村は松山市の最南部にあり、重信川の支流の一つである御坂川及び久谷川が北に流れる流域にある。その河川に沿って狭小な平地があるほかは山地である。南端には黒森山(1154m)がそびえ上浮穴郡と接している。

坂本村の地名の由来は、土佐街道の難所三坂峠の麓にあるため「坂下」と呼んだものが、「坂本」と呼ばれるようになったと言われる。古代は「和名抄」に見える浮穴郡荏原村に属したと推定される。戦国期の勝山城跡と葛懸(葛掛とも)城跡がある。藩政期は松山藩領に属していた。村高は「慶安郷村数帳」では301石余り(うち田273石、畠28石)。享保7年(1722)に松山藩の命により楮苗150本を植え付けた。(明神佐五右衛門御用日記/編年下史7)。明治22年に窪野・久谷・淨瑠璃寺の3村は坂本村となり、この時は下浮穴郡に属していたが、明治30年4月1日に温泉郡になった。明治末年の戸数185、人口973(新編温泉郡誌)。昭和31年9月30日に荏原村と合併し久谷村になり、昭和43年10月25日に松山市に編入された。

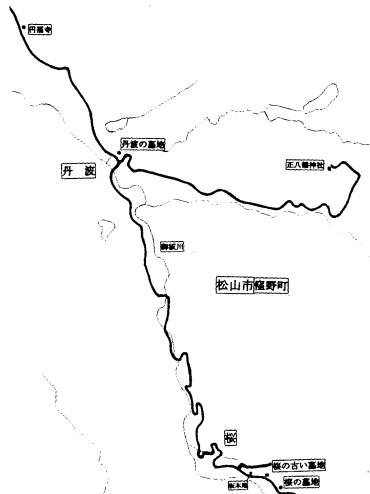
現在までの調査において、窪野二神氏には大きく二つの系流がある。「丹波系譜二神氏」と「桜系譜二神氏」である。二神氏が二神島から広がっていった経緯で、なぜ、この山間地に住みついたのであろうか。

桜系譜二神氏

1. 窪野二神氏桜系譜の由来や系譜の流れ

桜地区は旧土佐街道沿いの標高300m近くにあり、松山城(132m)の高さの2倍以上の場所にある。

かつては三坂峠(720m)まで20本ほど大きな桜の木がありサクラ休場(やすんば)と言われており、それで「桜」という地名がついたという。



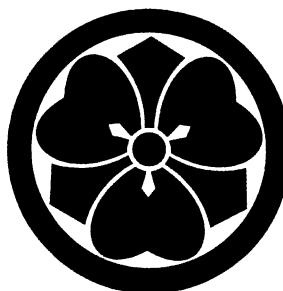
桜には享和4年(1804)に建てられた常夜灯がある。旧久谷村界隈では一番古いものである。それと、今の段階で桜地区にある古い墓石の年号は宝暦9年(1759)銘のものがある。ただ、二神氏、大野氏、船田氏など、どの氏族の墓石かどうかは無記名なので判明しない。いずれにしても、江戸時代中期には人が住みついていたということが裏付けられる。

2. 墓地調査

桜地区の墓地は集落の坂本屋から南東へ400mほどにある。ここに二神氏の墓石は3家ほどが確認された。(家の表示は編集部判断で設定したもの)

① 二神馬一家 明道 — 馬一 — 敬二

明道氏、馬一氏は故人である。馬一氏の子息の啓二氏は、桜から離れて北西約4kmの淨瑠璃町で生活している。お話を伺ったものの、家に伝わる古い話や由来については分からぬといふ。馬一氏は、編集部が訪ねる5か月前に他界されていた。もう少し調査が早ければ悔やむばかり。



馬一家家紋「丸に剣片喰」

② 二神明正家 政光 — 明正



政光家・平三郎家家紋
「丸に五三の桐」

政光氏のご子息明正氏によると、「馬一さんところが古いということは聞いているが、それ以外のことわからぬ」という。今の墓地の手前にある古い墓地は、明正氏が管理していることは確認できた。

③ 二神平三郎家 政光 — 平三郎

平三郎氏に直接話を伺ってはいないが、前述の明正氏の弟にあたるという。

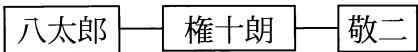
桜地区の墓地から桜集落に向かって 200m ほど歩いていると右手の小高い所に年代が古い墓石群がある。10基の墓石が確認できた。一番古い年号は宝暦9年(1759)とある。

	戒名など	没年月日	俗名・続柄・その他の記録
①	清岳淨心信士	文化四丁卯月	
	温室妙證信女	享和二戌四月廿四日	
②	深連〇〇	安永二巳天 三月 四日	
	常容信〇	宝暦九卯天 六月廿一日	
③	皈法淨圓信士	元治元年八月廿五日	二神兼治 享年六十二才
	妙感清春信女	慶應三年十一月七日	室小春 享年六十才
④	至道常皈信士	明治三十一年七月廿五日	二神八太郎 五十三才
	至心妙皈信女		室テル
⑤	秋月道雲居士	明治九子歳旧八月四日	行年五十一才 林常蔵
	観月妙雲大姉		シゲ
⑥	〇〇〇靈	天明四〇天〇〇九月十八日	
⑦		明治十四巳 七月九日	大野
⑧	先祖代代一切望〇		二神八左エ門建立
⑨	法岳自性信士	慶應三卯十一月十日	二神金太郎
	法屋是光信女	明治八亥八月十五日	こゆき
⑩	正覺喜見居士	昭和三十三年八月二十七日	二神喜代太郎 享年八十二才
	頓覺妙貞大姉	昭和二十三年九月十九日	室ナツ 享年七十一

▲桜地区にある古い墓石一覧

このうち5基が二神氏に関係がありそうだ。これ以外にも埋もれていたりしているのがあるかもしれない。無記銘や判読が困難なものもあり、二神氏以外には林氏、大野氏もあるので一つの家のだけではないようだ。

④の八太郎と⑩の喜代太郎は、除籍簿によると親子関係である。元会員だった二神十郎氏の祖父が八太郎である。十郎氏の父は権十郎で、昭和十五年に高知県須崎市に転籍している。これは十郎氏からの除籍謄本によって確認できた。喜代太郎氏は十郎氏の伯父にあたるようだ。

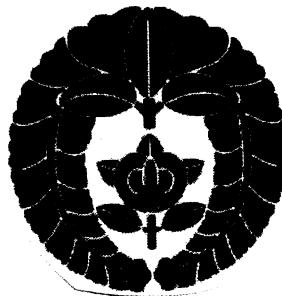


③の兼治、⑨の金太郎については、資料不足により繋がりを見出すことが今のところできない。

丹波系譜二神氏

1. 窪野二神氏丹波系譜の由来や系譜の流れ

丹波地区の「丹波」とは、河野通広の子である一遍上人がこの近辺にあったと言われる窪寺で修行をした。上人が伊予へ来る時に丹波の国から武士を三人連れて来た。一遍上人が窪寺から出ていった後、ずっと住み続けこの地で往生を遂げたので「丹波」という土地になったという。



丹波二神氏の家紋
「下がり藤に橋」

2. 墓地調査

丹波の墓地は、伊予鉄バスの丹波停留所の真向かいに、階段を上った場所にある。ここには大きく4か所の二神氏関連の墓石群がある。(家の表示は編集部判断で設定したもの)

丹波にある二神氏の家紋は全て、「下がり藤に橋」を使用している。桜地区の家紋とは異にしている。家紋だけでの判断はよろしくないが、系譜が異なっているのかもしれない。

①二神正家 ここは二神研治家からの分かれだという。
(靈標から)

	戒名	没年月日	俗名・続柄・その他の記録
1	靈岸院王香常明大姉	昭和二十八年五月九日	ツネ 八十四才
2	靈峰院正心聰明居士	昭和三十三年二月十四日	松太郎 七十九才
3	芳觀院壽天寧康居士	平成十三年八月十一日	勅 九十一才
4	芳瑞院壽齡了江大姉	平成二十四年二月二十二日	巻江 百才

② 二神学家 (靈標から)

	戒名	没年月日	俗名・続柄・その他の記録
1	豊徳院厚信叡耀居士	昭和五十六年五月一日	耀 七十七才
2	淑徳院厚貞叡操大姉	平成五年二月二日	ミサヲ 八十七才
3	温徳院妙賢澄覚大姉	平成八年五月十七日	澄子 六十五才

③ 二神研治家 貞治—宗五郎—一恵—矩吉—研治

一恵は、坂本村の村会議員、助役、農業会専務理事のあと第27代村長（昭和26年～30年）を務めている。昭和31年荏原村と合併して久谷村となってからは、最初の村議会議員に当選し2代目の議長となる。その後、助役を務め村政に寄与した。

	戒名など	没年月日	俗名・続柄・その他の記録
1	等念妙住大姉	大正〇年〇月	宗五郎ニ女 二神秀子 十八才
2	善勝院真應道見居士	昭和二十二年十月 二十一日歿	二神宗五郎 行年八十五才
	善持院真義妙操大姉	昭和二十二年八月 二十六日歿	荏原村水口平内二女 室タツノ 行年八十一才
3	錢慶美知〇居士		(裏面)
	貞鏡妙操大姉		文久三年十二月十五日
	〇室妙光大姉		行年三十七才
	〇光〇〇大姉		妻ミチ

④ 二神常八ほか3基の墓石

墓地に入って右手に3基ある。

	戒名など	没年月日	俗名・続柄・その他の記録
1	蘭相妙心大姉	大正九年三月	二神 恵 ○○才
2	徳心院相月常榮居士	明治三十五寅年旧七月十六日	六十九才 二神常八
	徳相院壽月常心大姉	明治四十日未年旧七月十四日	七十〇〇 妻ハル
3	春萌道智居士	明治廿九丙申年旧三月廿六日	二神寅次郎 ○十〇歳
	永法妙智大姉		

歿順帳に見る窪野二神氏

愛媛県立図書館にある歿順帳（明治9年）の窪野村に、「貞治、常八、兼次、八太郎」の名前が見える。これを整理していくと、貞治、常八と兼次、八太郎の二つに分けられると考えられる。

貞治・常八について、貞治は、丹波の研治家の一恵の祖父にあたる。常八は丹波墓地に墓石があるので、この二人は丹波系譜の人物といえる。小字（ホノギ）は「志茂、明蓮」とある。

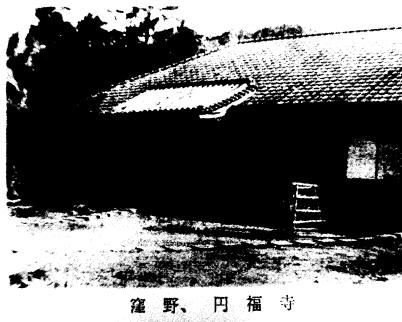
一方、兼次・八太郎については、八太郎は桜の古い墓地に墓石があるので桜系譜の人物だろう。兼次については合点するものが無いが、同じく桜の古い墓地に兼治という人物の墓石があり、平三郎家の靈標に兼行、兼一の名を見る能够で、推測ではあるが関連があるかもしれない、桜系譜の人物の可能性がある。小字（ホノギ）は「雨乞、鍛冶屋敷」とある。

窪野二神氏の寺社

【円福寺】

窪野二神氏の菩提寺、宝珠山円福寺は、関屋という地域にある。寛文2年(1662)に今の坂本小学校の出口北方にある墓地「カリバ」に建てられたが、寛政年間(1789~1801)に火災に遭い焼けてしまって現在地に移したという。大正5年3月発行の「新編温泉郡誌」には、「大字窪野にあり、真言宗真義派にして京都嵯峨大覺寺末に属す。寛文2年の創営にして本尊延命地蔵菩薩は天長中僧空海の彫刻せし所なりと曰ふ。堂は丘上にありて深林を包囲し、境内に325坪あり。」と見える。

現在は真言宗豊山派の寺院で、本堂などは平成4年に再建されている。いくつかは知れないが、真義派から豊山派に変わったようだ。



窪野、円福寺



【現在の本堂】

【正八幡神社】

玉依比売命、たまよりひめのみこと 帯中比古天皇、たらしななかつひこのみこと 品陀和氣天皇、ほんだわけのみこと 息長帶比命をお祭りし、
窪野神の尾にある。延久2年(1070)8月15日伊予の国司源頼義が山城の国の石清水八幡宮から神靈をお迎えして窪野八幡宮とした。

弘安4年(1282)蒙古軍が九州に攻めてきた。そのとき伊予の国守河野通有、河野通純が日本の国を守り蒙古勢を打ち払うことができるよう祈った。「もし、この事を聞き届けてくだされば、神殿を今より立派にし田も差し上げます。」と約束して九州博多に出陣した。通有一族は水軍を用いて敵を悩まし勇ましい手柄を立て蒙古軍を追い散らし勝利に導いた。そして、その約束を果たした。

天文12年(1543)8月河野通宣の奥方が、自分の願いが叶うようお祈りするとともに大般若経を奉納した。今も、正八幡神社に残っている。

まとめ

桜地域、丹波地域とも、何代か前からどう分かれて、どうつながってきているのかが断片的にしか把握できず十分に確認することができなかった。冒頭にも記したが、なぜこの山間部に二神氏が居住をしたのかは今のところ分からぬ。松山藩主の命で楮を植えて育てるためであったのか、へんろ道沿いに居住し何らかの役目をおっていたのか、推測の域を出ないが、それなりに理由はあるはずだ。資料不足といえばそれまでであるし、もう少し早ければという思いはあるが残念でならない。ただ、今できるときにできることをしておくことが大事なことであるだろうし、今後の調査研究の基礎になれば幸いである。



明治時代の絵図（愛媛県立図書館所蔵）

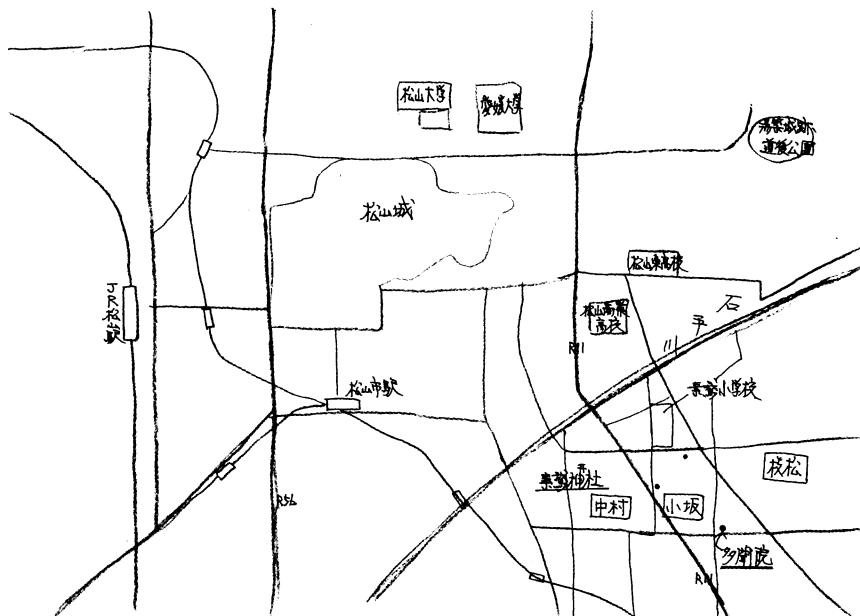
小坂二神氏

はじめに

小坂村・現松山市小坂1～5丁目、日の出町。

松山平野の東南平坦部に位置する農村。東は新百姓村・松末村、西は中村、南は尼山村、北は石手川を隔てて城下町に接する。慶安元年(1648)伊予国知行高郷村数帳の温泉郡の項に「小坂村 小川有」とある。

昭和48年(1973)に村域内の釜ノ口から弥生時代の竪穴式隅丸方形住居跡一ヶ所と竪穴式楕円形住居跡二カ所が発掘された。古代には温泉郡桑原郷（「和名抄」）に属したと考えられる。中世には河野氏の支配下にあったが、支族の土居氏の権勢の強かった南北朝の初期には一時的にその統治をうけたと考えられる。近世に入り、加藤嘉明・蒲生忠知の治世を経て、寛永12年(1635)以降松平氏による松山藩領となった。斎院井堰により石手川から分流した用水が北部を横断して村内の田畠を潤した。【平凡社・『愛媛県の地名』】



中村・現松山市中村1～5丁目・立花3丁目・小坂4丁目・祇園町

松山平野のほぼ中央平坦部に位置する農村。東は小坂村、西は立花村、南は尼山村・浅生田村、北は立花村市街分と石手川北堤で接している。慶安元年(1648)伊予国知行高郷村数帳の温泉郡の項に「中村小川有」とある。

古代には温泉郡桑原郷(「和名抄」)に属したと考えられる。中世には河野氏の支配下にあった。近世に入り、加藤嘉明・蒲生忠知の治世を経て、寛永12年(1635)以降松平氏による松山藩領となった。石手川の分流の中村川と橘川が村を横断して灌漑用水を供給する。

明治22年(1889)の町村制実施の際に、小坂・立花・枝松の三村と合併して素鷲村となったのは、中村村内の素鷲神社にちなんだ命名である。【平凡社・『愛媛県の地名』】

1. 小坂二神氏の由来と系譜の流れ

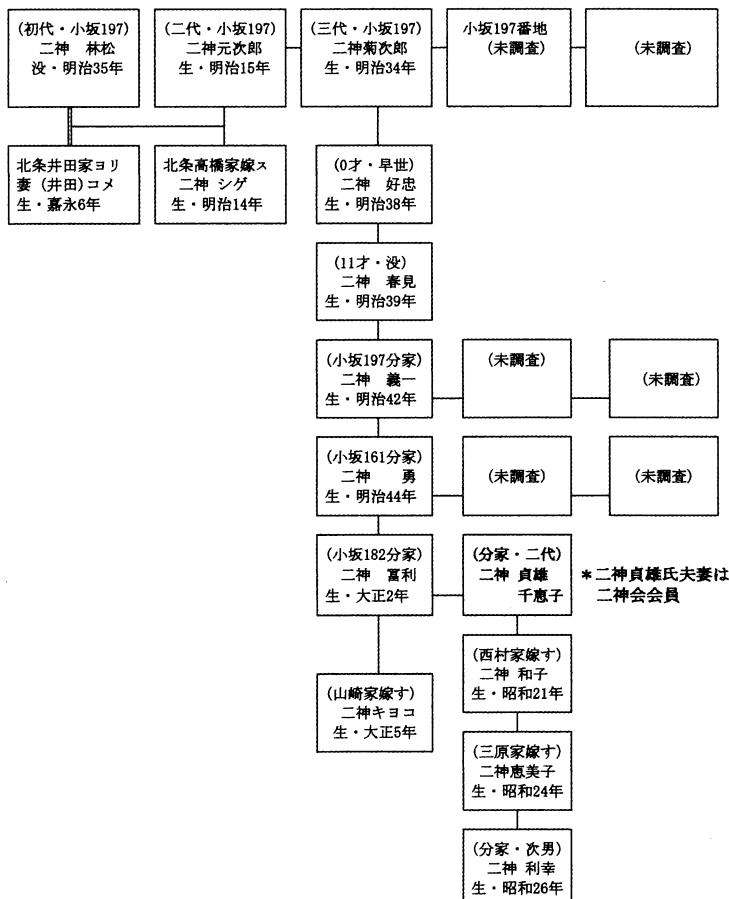
「小坂二神氏」とは、現在の松山市小坂町に明治初期ころから居住してきた二神系譜の呼称。これは、行政区域上における分類・整理をしたもので「幕末、明治初年時点におけるご先祖の居住地名をもって系譜名称とする」とした系譜の呼称方針に変更はない。

小坂二神氏の由来について明確に古文書や伝書、系図略記、刊行物など出で紹介されたものはこれまでのところ確認されていない。

小坂二神系譜

▽二神貞雄家聞き取りと系譜情報

【小坂二神系譜略系図】



小坂二神系譜の宗家にあたる最初の人物は「二神林松」で生年月日は不祥。

除籍謄本によると、林松の妻コメとは「明治五年以前 温泉郡北條町大字北條、井田政蔵四女入籍ス」とある。また後年に林松の長女シゲの嫁ぎ先も北條の高橋家になる事実が証明するように、林松は北條地域の二神系譜からの出自が考えられる。

もう1つの調査視点は、幕末における国民の就業の中心が農業であり土地の所有権を始めて定めた畝順帳による確認方法である。明治9年11月作成の伊予国温泉郡小坂村畝順帳に二神系譜の人物を発見することはできなかった。畝順帳が作成された時点では小坂村に屋敷を構えていなかった可能性が考えられる。

ただ、小坂村の西にある中村の畝順帳に「二神次郎」という人物がいる。何らかの関係があるかもしれないが定かでない。この中村二神氏については、末尾のほうで記したい。

2. 社寺、墓地調査

【素鷦神社】

松山市中村2丁目5にあり、スサノオノミコトを祀っている。拝殿の正面額に「建速須佐之男命」と書かれ、神社の由緒書きには次のようにある。



昔、中村は伊予最古の国府の所在地（字古屋敷、経田6500坪）で、人皇第37代齊明天皇三韓征討のとき、伊予の水軍を統帥のため皇紀1321年（齊明天皇の7年正月）中大兄皇子、大海人皇子と共に国府の所在地であるこの地に本營を進められて以来、天智天皇の行在所（字宮の元6400坪）ということは、日本書記伊予俚諺集及び故久米邦武博士の研究により明らかで、国府は天智天皇が三韓の御經營を放棄されて後、養老2年（718）越智郡府中に移されるが、その国府の時代（行宮当時）総社として造営されたことは、この神社境内地が宮近（行在所の宮元に対する呼称）と呼ばれることで明らか。齊明天皇はじめ帝の崇拜されたことも想像される。当社は、立花、中村、小坂、枝松の産土の神で地方唯一の神社であることは元禄15年（1702）の棟札に氏子以外の溝辺村、石手村、道後村、持田村、東野村、樽味村及び味酒村等より柱及び人足の出されることで明らかである。

【多聞院】

小坂二神系譜の菩提寺は「活邦山多聞院」で、現在は真言宗豊山派に属している。昔は、宝塔山智元院多聞坊と号し御室派で、本尊は毘沙門天。河野通信の守り本尊であると伝わっている。多聞坊の時代に寺が衰退し、貞享5年(1688) 真言宗豊山派として再興したという。



元来、多聞院が建立されていた場所は、松山市立素鷲小学校の北東門近くの場所にあったが、昭和11年(1936) 国道拡張工事に伴い墓地とともに移転を余儀なくされ、小坂村にあった元避病舎跡敷地248坪に37坪の多聞院を建立。(『ふるさと素鷲』昭和61年10月15日、素鷲小学校発行より)。その後、市街化がさらに進み手狭になつたため、平成20年現在地の枝松4丁目に三度目の移転をした。

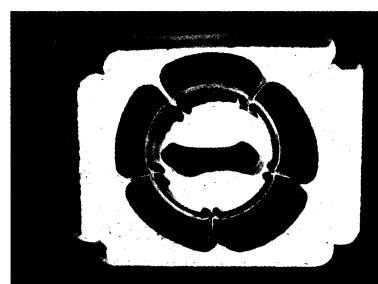
人々、多聞院が建立されていた場所から現在地に移転する前の建物として残っているのが、観音堂と弁天堂の二つの建物である。観音堂には観音立像が安置され、松山西国33観音靈場第21番札所になっている。弁天堂には寛保元年(1741)と天保5年(1834)銘の納札が確認され多聞院の歴史を証明している。

【墓石調査】

小坂2丁目「市営小坂墓地」は、昭和11年の移転の際に整理したのか、小坂二神系譜の墓石はほとんどが新調され、靈標碑も見当たらず調査と確認はできなかった。

3. 家紋調査

小坂二神系譜の家紋は「五瓜に一文字」。瓜が文様として用いられるようになったのは鎌倉時代頃からといわれ「北野天満宮縁起」や「春日権現験記絵巻」などにこの文様がみ



られます。瓜紋の形は、瓜の実や花・葉を象ったもので多くは実である。中には胡瓜の断面を図案化したものもあり、これを「胡瓜の切口紋」と呼び木瓜紋を代表する紋である。全国的に木瓜紋を使用しているのは織田信長や吉田松陰家だが、伊予国では上浮穴郡の大野氏も使用している。

小坂二神系譜の家紋は、周囲に五瓜の木瓜紋を使い、真ん中に一文字を据えている。一文字紋は簡単明瞭で戦いに「カツ」という意味を持っている。二神島宗家二神氏の家紋は「丸に一文字紋」である。小坂二神系譜は家紋を定めるとき、ご先祖から伝承した家紋を参考にしたとも考えられるが、二神島宗家二神氏の家紋が眼中にあったのだろうか。幕末から明治初期にかけて風早地方で一文字紋を使用している二神系譜の存在があれば、もっとよくわかるかもしれない。

木瓜紋に関して言えば、小坂二神系譜の氏神であると思われる素鷺神社は、「祇園さん」で知られる京都の八坂神社の神紋でもあり、祇園社は須佐之男命を祀る神社として知られる。小坂二神系譜が居住する地域には昔から素鷺神社が祀られ、明治22年の小坂村など4か村の合併で誕生した「素鷺村」の由来となった。その後、昭和5年に松山市内の地名が大きく変わり誕生したのが「祇園町」であった。

まとめ

最後に、小坂二神系譜の今後の調査研究の課題について記したい。

1. 当会が系譜調査に関してこれまで基本にしてきた「幕末、明治初期におけるご先祖の居住地」で、整理上、その居住地の地名（村、大字、小字、ホノギなど）を系譜名称と暫定的にしてきた。この方針で今回小坂二神系譜調査では、これまで基本資料としてきた歟順帳、今回は「伊予国温泉郡小坂村歟順帳（明治9年11月調査分）」には、二神氏を名乗る人物は発見できなかった。
2. 小坂二神系譜から提供された「除籍謄本」「二神林松略系図」に見る縁戚事情から、林松氏の出自は風早郡北條町周辺（現在の松山市北条地区）だと考えられる。

3. 小坂二神氏の菩提寺である多聞院での聞き取り調査では、系譜別の過去帳整理は実施していないし、三度にわたり墓地ともども移転したためか、古い墓石や古い靈位を確認することができなかった。
4. 幕末、明治初期におけるご先祖の居住地が、戸順帳に記録されているかどうかである。小坂村の戸順帳に二神氏の人物は確認できなかつたが、西側の中村には二神氏を確認できた。中村地区の寺院や墓地にこの人物が眠っている可能性がある。現在、中村地区に数名の二神氏の人物が確認されるが、会員ではない未調査の部分である。

最後に、関連する事項として「中村二神氏」について記しておきたい。

- 現在、松山市中村に居住する二神系譜は3世帯が確認されているが、被会員のため実態はあきらかではない。
- 明治10年3月10日付の「伊予国温泉郡中村戸順帳」では、393番戸に二神次郎という人物が、約5戸（150坪）の宅地と1町半の田畠を所有している記録がある。この人物が、どこの社寺と繋がりどこに祀られているか、そのご子孫がどこに居住されているのか等、今後の調査を待ちたい。

【参考文献】

- 角川「日本地名大辞典」 平凡社「愛媛県の地名」
戸順帳「伊予国温泉郡中村」「伊予国温泉郡小坂村」「伊予国浮穴郡窪野村」
「ふるさと素鷺」昭和61年10月15日・素鷺小学校発行
「郷土読本 ふるさと坂本めぐり」昭和55年1月15日・坂本小学校後援会発行

世界に誇れる宝の博物館

世界に誇れる宝の博物館館長 溝田 孝一

博物館を2014年7月1日開館しました。「世界に1点しかない作品」を永久保存するため「財団法人」を設立。当博物館の「全史料」を世界の人に鑑賞して頂くために「Google+」の知識を得て「世界20ヶ国語」以上の言語に変換できる自動翻訳機能を採用しました。

作品は中臣鎌足、藤原道長、藤原定家、源頼朝、武田信玄、織田信長、豊臣秀吉、徳川家康、伊達政宗などの肉筆書状です。紀元前1500年から昭和の時代までの天下人の作品、近年では坂本龍馬、桂小五郎、西郷隆盛、乃木希典、東郷平八郎、大山巖、桂太郎、山本五十六などの書状原本です。文学・美術系は新古今和歌集、枕草子、日本外史、松尾芭蕉、尾形光琳、伊藤若冲、葛飾北斎、喜多川歌麿、横山大観など肉筆を展示。

外国の天下人はフランス国王・ルイ・フィリップス、皇帝・ナポレオン一世、トマス・エジソン、アーサーコナン・ドイルの直筆署名なども展示。

西洋美術品はルネ・ラリック、エミール・ガレ、バカラ、アイリッシュ・ドレスデンなども展示。

作品は毎日1点づつ展示しても6年以上必要とします。作品を展示する都度、日本全国の博物館の学芸員様、館長様から問い合わせを頂いております。その中で、一例として、二神の皆様にもご紹介しよう。「仙台市博物館」様から問い合わせをいつもの如く頂きました。その内容は「伊達政宗肉筆書状」ですが、現在お手元にありますか?というものです。

早速、調査したい。Appointmentを取り、当博物館にお越し頂き、原本確認、写真撮影などを済ませ、これらの史料を仙台市博物館に持ち帰ったところ、当博物館所蔵の「伊達政宗肉筆書状」は全て「新発見」となりました。仙台市博物館は大騒ぎです。そして、添付しました2冊の書籍が出来上がりました。(写真をご覧下さい。)

仙台市博物館編集発行の「市史せんだい」には次の内容の記事が入っておりまます。

所蔵者 溝田孝一(東京都)

☆伊達政宗が慶長5年9月18日付、猪狩下野守親之宛書状。写真、翻刻、読み下し、解説。

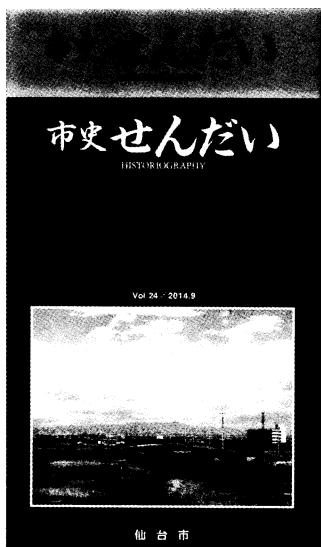
☆伊達政宗が寛永元年3月12日付、土井大炊頭利勝宛書状。写真、翻刻、読み下し、解説。

☆伊達政宗が寛永7年正月24日付、本光国師崇伝宛書状。写真、翻刻、読み下し、解説。

☆伊達政宗が寛永11年9月8日付、松平伊豆守信綱宛書状。写真、翻刻、読み下し、解説。

☆伊達政宗が元和4年3月23日付、堀丹後守直寄宛書状。写真。

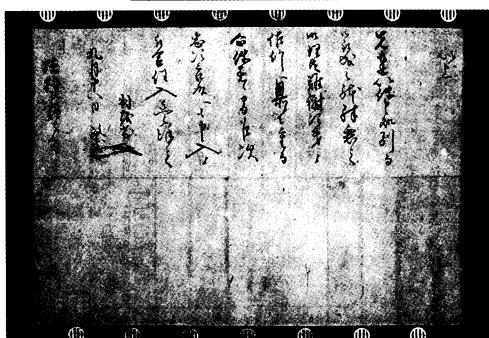
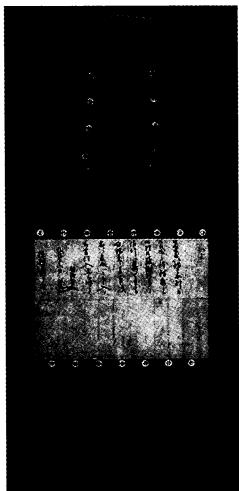
☆伊達政宗が寛永5年7月18日付、東禪寺嶺南崇六宛書状。写真、翻刻、読み下し、解説。以上



新発見史料として
仙台市博物館発行の【市史せんだい】



【田中和徳衆議院議員
(山口県豊田町出身)
ご婦人は大正6年生れの
現役コングロマリット経営者の
平田幸子先生
最近の筆者、溝田孝一と
妻、有紀子】



【伊達政宗が猪狩下野守親之に宛てた
書状原本】

【「世界に誇れる宝の博物館」
所蔵の伊達政宗像】



マイナス金利

二神 俊一

最近、新聞、テレビで「マイナス金利」云々、という言葉をよく耳にします。平成 28 年 1 月 29 日に日本銀行がマイナス金利を導入すると発表して世間をあっと、驚かせ、2 月 16 日、日本で初めてマイナス金利政策を開始したからです。ヨーロッパの金融機関では、中央銀行がマイナス金利政策をとっているために「口座維持手数料」と称して、金利をとっている銀行があるが、日本では初耳で、まったく“想定外”でした。

今回のマイナス金利は、日銀と金融機関との間の話で、通常、私達が金融機関に預けている金利がマイナスになる、というものではない。

(1) 目的は、金融機関が日銀に預けている当座預金の一部に 0.1% のマイナス金利を課す仕組みなので、金融機関はマイナス金利になる(つまり、手数料を払う)くらいなら、日銀に預けるのを止めて、企業への融資や投資にお金を振り向けるようになるであろう、というのが狙いであった。しかし、日銀の思惑通りに、お金の流れが良くなり景気を下支えできるかどうかは未知数である。

(2) 我々の生活に及ぼす影響としては、銀行が預本金利を下げはじめ、住宅ローンの金利を下げ始めたことである。近年、預本金利が下がりっぱなしで、金融機関へ預金していても、受け取り利息はほんの僅かな金額であるのは、皆さん、実感していることと思いますが、その僅かな預本金利が更に下げられるとなると、預金への依存度の高い、高齢者にとっては、恩恵はすぐないと言えます。

一方、住宅ローンを抱えている、若年層にとっては、住宅ローン金利が下ることにより、住宅ローン借り換えニーズが高まる、ということで、若年層にとっては恩恵があると言えます。

住宅ローンの借り換えでメリットがでるのは、借り換えの諸費用(ペナルティ)を払っても、プラスになるには、①ローン残高が 1 千万円

以上残っていて②返済期間が10年以上残っていて③借り換えるローンとの金利差が1%以上あるという前提に当てはまる場合であろう。

(3)マイナス金利政策のもうひとつの狙いは、これまで、比較的1ドル=120円程度の為替相場で推移してきたが、年初来の急激な円高に歯止めをかけて、輸出を中心に景気を下支えすることであったが、アメリカ経済の動向、中国経済の減速・人民元相場の下落、原油安等のリスク要因が顕著になってきたので、リスク回避的な動きのなかで円が買われるなど、円高抑制効果は、海外の動向に左右されるので、限定的であるといえる。

(平成28年3月3日)



【常民研田上所長ご一行と二神島訪問】
平成27年7月3日

宏介さんの 2015 年を振り返って

中部・関西支部理事 二神 宏介

はじめに

昔の人から「来年の話をしたら鬼が笑う」とよく耳にしましたが、昨年 75 歳になりその言葉が実感するようになりました。2015 年正月の事人生残り少なくなった感じで、あわてて元気な内にいろいろ出来ることはしておこうと急に気忙しくなりました。



2015 年の正月に息子からハワイに行けへんかと提案 即 OK で 3 月にハワイ旅行実行（パスポート間もなく期限切れ）、娘夫婦も沖縄に連れったると 7 月の夏休みに沖縄行き、秋には函館へ写真撮影旅行、その他、近郷の小旅行と過去にない位い、遊びまくりました。

二神系譜研究会関係では 4 月に豊田町で、5 年祭と系譜研究会総会に参加、豊田町の 5 年祭はいい思い出となりました

豊田町の皆さんとの懇親会では地場の御馳走が並び、特にシカ肉の旨かった事。昔、豊田町の町長さん、ご一行が二神島に来られた時、豊田町の紹介で、猪、鹿が住民より多いと紹介されましたが、当日参加の皆さんの中とか、ホテルの送迎バスのドライバーさんの話でも夜間、豊田湖周辺では鹿が群れていますよ！！ で納得。

懇親会場の公民館に張られていた標語もこの歳になっていい句だなと実感壁に貼られた標語は

「道」「子供叱るな来た道だ。年寄り笑うな行く道だ。来る道行く道一人道。通りなおしのきかぬ道。今日も行きます人の道」

二神系譜研究会、創立 15 周年記念会は 11 月に道後メルパルクでの開催に参加。

二神系譜研究会 15 周年の事業も面白く、勉強になることばかりで、参加して良かったと思います。

2015 年 7 月の関西支部会懇親会では俊一会長を迎えて、楽しい話題の中での、二神敬志さんの話、阪神タイガースドラフト 1 位の二

神一人選手が話題になり、敬志さんが二神一人選手のユニホーム（レプリカ）を持って阪神甲子園に応援に行く計画も聞きびっくり！！

2016 年度 関西支部会は 4 月 28 日、又は 29 日に俊一會長を迎えて支部決算報告会と昼食懇親会を予定しています。

二神島の話題

息子の嫁のお父さんからある夜 TEL があり、今治に泊まっていて明日クルージングで二神島に行くと聞いてびっくり（近畿ツーリスト）早速インターネットで検索したら、今は水軍ブームで瀬戸内水軍ツアーがよく組まれているみたいです。

後日の連絡で、きれいな島だと喜んでいました。

私の住んでいるマンションの知人から、二神島の問い合わせがあり訳を聞けば、知人は絵画教室で絵の勉強をしているとの事、年末に大阪南港の ATC ホールのギャラリーで作品展が開かれたそうで、絵の先生が二神島の水彩画 2 点出展されたそうです。先生は二神島出身で井戸啓司さんとの事で、二神司郎先生の門下生かな？と涉さんに話題として問い合わせ中（絵は二神島出身井戸啓司先生作品）



東の内浦・三井島・年の瀬



2015.12.10

昔の人の話で「来年の話をしたら鬼が笑う」の諺ではないんですけど、会社のOB会のメンバーは歯が抜けるみたいに会員名簿から削除することが多くなり、先の約束は出来ない歳になりました。2015年の年頭の思いで、いやーな予感が当たり（遊びすぎたかな！！）年末には大腸がんの手術、術後の経過も順調で首尾よく退院の運びとなりました（2016年もなんとか頑張れそうです）

しょうもない話をもう少し、

文中、名前は、さん付で表現しています。

京都御所の裏手にある相国寺の住職の法話でも、皆さん付けて説明しています。天皇さん、お公家さん、将軍さん、お大師さん、等々

大阪でも太閤さん、天神さん、すみよっさん（住吉）、生玉さん、高津さん、さんとなり様とどちらが呼び名が上かと「なにわことばの会」で調べたらさんは古くから様は徳川時代になり徳川様、吉良様（赤穂浪士では悪役）吉良町では名君と、今でも吉良様です。武家社会になってから様に代わってきたようです。

今年の話題はNHK大河ドラマ「真田丸」で大阪が盛り上がっています。NHK「あさが来た」のドラマの中でも「大阪手打ち」が話題になりました。（船場商人の手打ち）

大阪手打ちを広める「なにわことばの会」とのコラボ

伝えまひよ、広めまひよが合言葉です

話の締めはいつものように「大阪手打ち」です

二神系譜研究会のますますの繁栄を祈念して！！

それではよろしゅー お手を拝借

う～ちまひよ チョンチョン（打ちましょ）

もひとつせ チョンチョン（も一つ）

いを一て三度 チョチョンガ チョン（祝って）

今年も中部・関西支部をよろしゅーたのんまっせ!!

二神島の思い出

二神 康郎

私が最初に二神島を訪問したのは昭和47年(1972)の秋で、米国の世界的な地理雑誌である「ナショナル・ジオグラフィック」のライターとカメラマンが取材のため島を訪れた翌年のことだった。

三津浜信用金庫の理事長であった父が逝去したので、その慶弔休暇を利用して家に代々伝わる系図を携え、二神本家の直系子孫である二神司郎さんに会いに行った。先方の系図と我が家との比較した結果、我が家の素性を理解することが出来た。

それ以来、毎年夏休みを利用して家族4人で二神島に行った。司郎さんに島在住の青年団員である中田和邦君と豊田渉君を紹介され、彼らから島についてのいろんな情報を得た。昭和59年(1984)に朝日新聞社が出版した旅行雑誌「朝日旅の百科 濱戸内海」に“二神島探訪”と題した私の寄稿文が掲載されているが、その内容のほとんどは両君に教わったものだ。

豊田渉君とその父上には大変にお世話になった。船で二神島の属島である由利島や、すぐ近くにある横島まで運んでもらい釣りを楽しんだこともあった。由利島の事情については、本誌前号第16号で紹介したとおりだ。

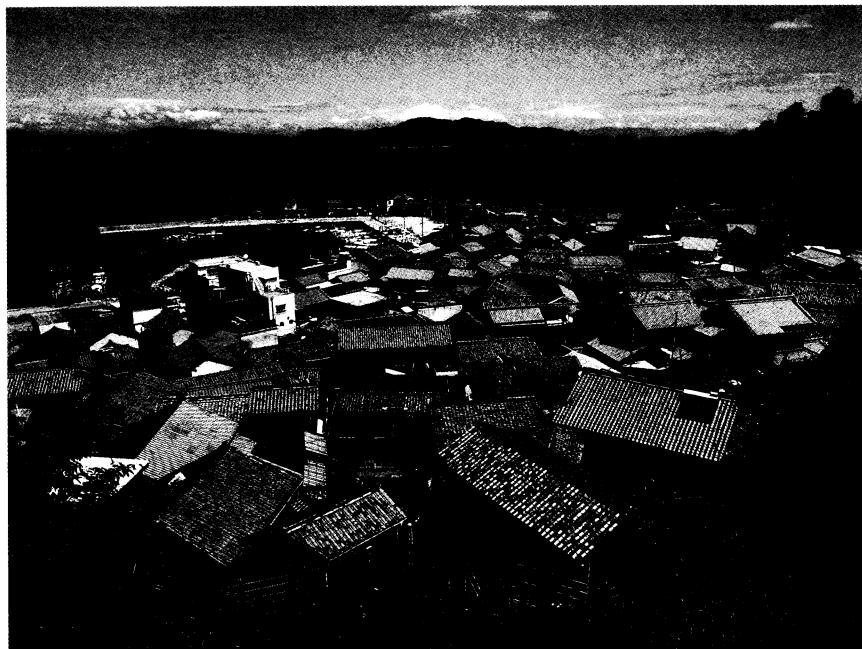
横島は二神島の東方約1キロメートルに浮かび周囲が2キロメートルもない無人島。忽那諸島で最大の中島が真正面に見える砂浜にビーチパラソルを立て、昼時には定宿である「ふたがみ荘」製のお弁当を食べた。満潮の時は水泳を楽しみ、潮が引くと磯が現れて色とりどりの海藻やイソギンチャク、ヤドカリ、小魚などを見ることができた。1時間近くをかけて磯伝いに島を一周したことがあったが、切り立った崖があってその下は海に入って泳がないと通過できずスリル満点であった。東京での日頃の疲れを癒すには最高で、のどかな時間が流れたのを思い出す。

二神島での海水浴は、宿から磯伝いに10分ほど歩いた場所にある二神小学校専用のプールで楽しんだ。プールと言っても白い砂浜の前面に広がった瀬戸内海の一部で、飛び込み台が海の中に設けてあった。

泳ぎ疲れると砂浜で砂山を作って、その下にトンネルを掘った。当時小学生の娘たちは大いに楽しんだ。

私は、飛び込み台から飛び込んで沖に出た時、鰯の大群に取り囲まれたことがある。20～30cmほどの大きさの鰯が何万匹もいたであろうか。襲われる恐れはなかったが、どのイワシも大きな目を見開いて、すぐ近くから私をぐっと憎そうに睨みつけるのには恐れ入った。この経験は40年以上経った今でも忘れられないほど強烈な印象として残っている。

二神島で驚いた記憶はもう1つある。大発生した蝉を見たことだ。ある夏の午後、宿から歩いて5分くらいの宇佐八幡神社に登る石段の両側に生い茂っている樹木のそれぞれに、一本あたりに20～30匹以上のクマゼミとアブラゼミが張り付いて鳴いているのだ。道路には足の踏み場もないくらいの蝉の死骸が転がっていた。当時は、蝉の天敵がいなかったからだろうが、今ではイノシシが繁殖して土中のミミズを食い荒らしているそうで、蝉の幼虫も被害に遭っているに違いない。



【現在の二神島の家並み】

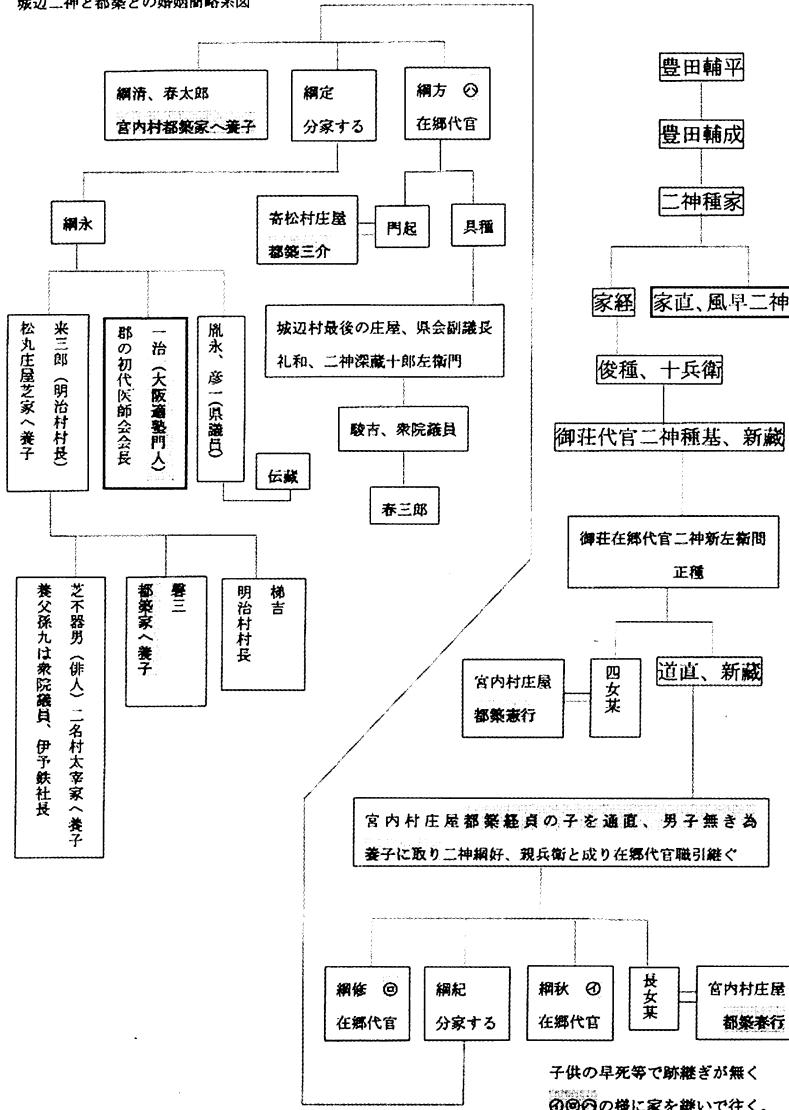
二神系譜研究会会報「海の民 ふたがみ」

第16号原稿差替え

城辺二神と都築との婚戚関係略図
(※前号第16号65ページ差替え分)

二神 久蔵

城辺二神と都築との婚姻簡略系図

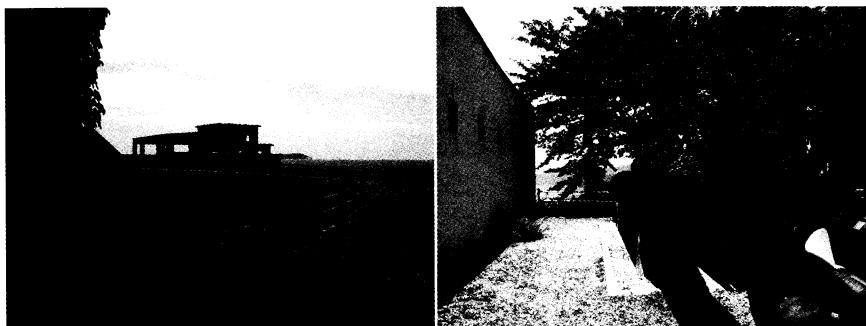


戦後 70 年

二神 重則

連れ合いの叔父が亡くなり、お葬式の席で回天の基地におられたことが分かりました。叔父はその事を話すことなく逝ったと言っていました。昨年回天の基地があった山口県の大津島へ行きました。

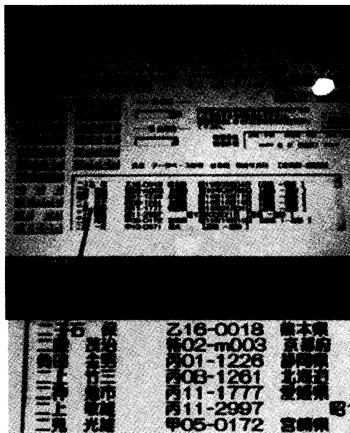
夏のその日は良い天気でした。大津島は徳山の沖にある島で定期船が出していました。島の港には詳しい説明をしているジイさんがいました。訓練の方法とか潜水母艦から出撃したらぶつかるか生きたまま海の底へ行くしかない事など詳しく聞くことができました。



【山口県の大津島】

昨年東京での用を済ませた後土浦にある海軍予科練習生「予科連」の予科連平和祈念館へ行きました。予科連平和祈念館の雄翔館では予科練戦没者の遺書・遺品約 1500 点を収蔵展示しています。館内に戦死者のデータベースがあり二神さんで検索すると 1 名表示されました。愛媛県出身で昭和 19 年 1 月 1 日に亡くなられていきました。勉市さん。どちらの二神さんやご出身地が分かりません。また、練習に使った「赤トンボ」を航空特攻に使ったと説明されていました。スピードの出ない二枚羽の練習機に爆弾を積んで沖縄のほうに行ったと話していました。

予科練平和祈年館
【二神勉市さんの記録】



【予科練平和祈年館】



私は終戦のほぼ1年前に生まれています。その頃に戦いを止めていれば、インパールやレイテその他太平洋の島々など多くの命が助かったのではないかろうか。その人たちが生きていれば少しはましな日本になっていたのではないかと思います。

昨年、父の日記を本にしました、その中で兄弟従兄弟に3人の戦死者がおられ、また当時多くの早世した子供たちがいたことが分かりました。当時の親たちがどの様にそれらを乗り越えたか想像するしかありません。今回の本を作る際に祖父・祖母の戸籍から出身地や親戚などを知る機会になりました。しかしそれ以外の事について何も知らなかったことを改めて知りました。父母のことでも最早知る人達も居なくなり手遅れになってしまいました。

私たち二神系譜研究会はご先祖がどの様にして生きてきたかを調べていますが、3代前の人たちがどの様な生活をしていたか伝える人が亡くなると調べようもありません、皆様も後を継ぐ人たちのために肉親の記録を残されることをお勧めします。



【予科練平和祈年館】

障害者 パソコンそして仕事

二神 重則

私がパソコンを使った障害者支援のNPO法人「ぶうしすてむ」に関係したのは製薬会社退職前後でまもなく16年になります。退職当初は大工さんを目指しましたが心臓を病み障害者になり、2004年当時一緒に就労のためにパソコンの研修や仕事をしていた障害者の人たち10名で在宅で働く団体ManufactureBUを設立しました。

時代はインターネットの情報通信時代となり障害者も在宅で働く時代がやってきました。仕事としてはホームページの作成や管理、データベース構築・ビデオ編集が主な作業で細々と事業を続けていました。

その後、障害者も自分の生き方を選べる自立支援法が施行されました。働いて自立・自活を求められる時代になりました。私どもは4年前にこの法律に基づく就労継続事業A型を設立しました、30名の従業員に少ないながら給料を払い事業が継続できるようになりました。

一昨年、行政から私ども障害者施設に発注をするように優先調達推進法が施行されました。障害者の就労を目的とした施設は規模が小さく信用もありません。

そこで県内で同じICTを使って事業をしている15軒(27年度末)が手を組み共同受注窓口「一社)えひめICTチャレンジド事業組合:e-ICA「エイカ」」を設立しました。「ぶうしすてむ」は責任団体として事業をしています。

障害者が在宅で働く仕組みを仲間と一緒に作り発展することができました。この3月をもってNPO法人「ぶうしすてむ」を退職します。この12年間は、様々な課題に向かい忙しく苦しい時代でした。しかし、何もないところから作り上げる作業はすることを選択する自由があり面白い期間でした。

障害を持つ人たちが働き自活する世の中が早くくればと思っています。



【えひめICTチャレンジド事業組合:e-ICA「エイカ」】

健康で元気に

二神 喜久雄

健康と体力は誰にも劣らないと自負していた私でしたが、二神系譜研究会に入った年に前立腺がんになり、摘出手術を受けて現在も治療中です。その後年に一度、胃・大腸の内視鏡検査を受けていました。平成23年の検査の後、「異常なし」との結果だったにもかかわらず、喉に違和感を感じました。再検査の結果、食道がんが見つかり10時間に及ぶ手術を受けました。術後、リンパに転移があると告知されました。10ヵ月後に再発。手術のできない場所。主治医には最悪の説明を受けましたが、化学療法（放射線、抗ガン剤）による副作用の辛い4ヵ月の入院。結果は、主治医もビックリの根治でした。

今も毎月のように検査を受けています。3度の食事を6度くらいに分けて食べるよう言われています。食べ物が喉に詰まり四苦八苦することの毎日です。63歳ころから病との闘いですが、後手後手にならないように、早期発見で病に負けない健康体でありたいと願っています。



【二神系譜関西支部会：平成27年7月12日】
左から4人目筆者

編集後記

この度、冊子第 17 号を皆様のお手許にお届けすることができました。ご寄稿を頂きました方々、編集に携わって頂いた皆様に厚く御礼申し上げます。

今回は、15 周年記念のイベントおよび関連行事を最優先に取り組むということで、本冊子の発刊を後ろへずらせていましたので、若干遅れ気味ではありましたが、予定通り刊行できてほっとしているところです。

二神系譜研究会 15 周年記念行事のメイン「歴史記念講演会」も盛会裏に終わり、前日の山口県豊田郷の方々や神奈川大学日本常民文化研究所の方々等をお迎えしての「記念前夜祭」で、皆様と貴重な交流・意見交換ができ、さらに、「宅並二神衆落慶法要」等で締めくくり、一連の盛り沢山の行事を終えたいま、昂揚感と安堵が入交じり、若干「燃え尽き症候群」に陥っているのかもしれません。

15 周年の山を越えると、向こうに 20 周年の山が見えてきましたが、道のりは、決して平たんではなさそうです。やるべきことは山積していますし、マンパワーも限りがあり、年々高齢化しているなど、多くの課題を抱えながらも、一步づつ前進していくしかありません。

引き続き二神系譜研究会の発展のために、関係者の皆様の御協力・ご支援を頂きますよう宜しくお願ひ申し上げます。

平成 28 年 3 月 14 日

二神俊一



犬伏武彦元東雲女子大学教授ご夫妻と
常任理事の意見交換会
平成 28 年 2 月 4 日